

## 厚岸町議会 第4回定例会

平成26年12月10日

午前10時00分開議

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成26年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。
- 議長（音喜多議員） 直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、佐々木議員、5番、中川議員を指名いたします。
- 議長（音喜多議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。  
委員長の報告を求めます。  
9番、南谷委員長。
- 南谷委員長 12月8日、午前10時から第14回議会運営委員会を開催し、平成26年第4回定例会の議事運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告をいたします。  
議会側から、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、定期監査報告があります。  
議会からの提出案件は会期の決定、平成25年度各会計決算の認定について、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書、各委員会閉会中の継続調査申出書、意見書案第9号 漁業用燃油にかかる軽油取引税の免税措置の堅持に関する意見書、意見書案第10号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書、以上6件があります。  
いずれも、本会議において審査することに決定しました。  
次に、町長提出の議案等についてであります。議案第69号から議案第77号までは、平成26年度各会計補正予算9件であります。審査方法は、議長を除く12人の委員をもって構成する平成26年度各会計補正予算審査特別委員会を設置、これに負託し、会期中に審査することに決定しました。  
議案第78号第5期厚岸町総合計画基本構想の変更及び後期行動計画の策定についての審査方法は、議長を除く12人の委員をもって構成する第5期厚岸町総合計画審査特別委員会を設置、これに負託し、閉会中に審査することに決定しました。  
議案第79号から議案第81号までの一般議案3件と議案第82号及び議案第83号は条例の一部改正2件であります。  
審査方法は、いずれも本会議において審査することに決定しました。

一般質問は8人であります。

会期は、12月10日から12日までの3日間に決定しました。

本定例会より、補正予算の上程は一般質問の前に行い、審査はこれまでどおり一般議案終了後行います。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（音喜多議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましており、本日から12日までの3日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（音喜多議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は別紙付議事件書のとおりであります。

次に、平成26年9月10日開会の第3回定例会終了時から本日までの議会の動向はおおむね別紙報告書のとおりであります。

また、教育長から教育委員会の事務の管理及び執行状況に係る点検・評価報告書が11月27日付で提出されておりますので、参考に供していただきたいと思っております。

なお、今般、釧路東部消防組合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途議員控え室に備えておりますのでご了承いただき、閲覧の上、ご参考に供していただきたいと思っております。

以上で、諸般報告といたします。

●議長（音喜多議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員から、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思っております。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第6、定期監査報告を行います。

今般、監査委員から別紙のとおり定期監査報告がなされております。ご参考に供して

いただきたいと思います。

以上で、定期監査報告を終わります。

- 議長（音喜多議員） 日程第7、認定第1号 平成25年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 平成25年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてまで、以上10件を一括議題といたします。

本10件の審査につきましては、平成25年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の審査を求めていたところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

1番、佐藤委員長。

- 佐藤委員長 平成25年度各会計決算審査の結果についてご報告を申し上げます。

平成26年9月10日、第3回定例会におきまして、当委員会に付託をされました認定第1号 平成25年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第10号 平成25年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてまで、以上10件の審査につきましては、去る10月22日、委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

その結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上でございます。

- 議長（音喜多議員） 初めに、認定第1号 厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりを決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成25年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（音喜多議員） 次に、認定第2号 平成25年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりを決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 平成24年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（音喜多議員） 次に、認定第3号 平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成25年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（音喜多議員） 次に、認定第4号 平成25年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成25年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（音喜多議員） 次に、認定第5号 平成25年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成25年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

ては、原案のとおり認定されました。

- 議長（音喜多議員） 次に、認定第6号 平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（音喜多議員） 次に、認定第7号 平成25年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成25年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（音喜多議員） 次に、認定第8号 平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（音喜多議員） 次に、認定第9号 平成25年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号 平成25年度厚岸町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（音喜多議員） 次に、認定第10号 平成25年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第10号 平成25年度厚岸町病院事業会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（音喜多議員） 日程第8、議案第69号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算、議案第70号 平成26年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第71号 平成26年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第72号 平成26年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第73号 平成26年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第74号 平成26年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第75号 平成26年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第76号 平成26年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第77号 平成26年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上、9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました、議案第69号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第75号 平成26年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページであります。

平成26年度厚岸町一般会計補正予算（5回目）。

平成26年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,634万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億6,070万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから4ページ目まで。第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では、12款16項、歳出では11款27項にわたって、それぞれ1億7,634万5,000円の増額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。

10ページをお開き願います。

歳入であります。

9款1項1目国有提供施設と所在市町村交付金、1節自衛隊基地交付金7,000円の増。交付額決定による増であります。

10款1項1目1節地方特例交付金45万7,000円の増、交付額確定による増であります。

11款1項1目1節地方交付税8,629万7,000円の増、普通交付税、補正財源調整のための計上であります。

13款分担金及び負担金、2項負担金、8目民生費負担金、1節社会福祉負担金、23万4,000円の減。老人福祉施設費用負担金入所者分、入所措置者の階層変更及び移動による減であります。

2節児童福祉費負担金319万2,000円の増、真龍保育所154万9,000円の増、厚岸保育所269万7,000円の増、広域入所105万4,000円の減、入所児童数の見込みによる増減であります。

2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金26万6,000円の増、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種負担金、接種見込者数の増によるものであります。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料110万1,000円の増、厚岸情報ネットワーク使用料インターネット加入者の増によるものであります。

2目民生使用料、2節児童福祉使用料17万3,000円の減、太田へき地保育所使用料、入所者数は当初見込みのとおり12人ですが、途中入所及び兄弟入所による減額であります。

3目衛生使用料、2節環境政策使用料26万6,000円の増、別寒辺牛湿原自然観察施設使用料、工事現場事務所及び北電柱、NTT柱の占用料の計上であります。

4目農林水産業使用料、1節農業使用料821万5,000円の減、牧場使用料769万9,000円の減、夏期放牧牛の受け入れ頭数の減によるものであります。

農業水道使用料51万6,000円の減、別寒辺牛地区使用料見込みの減によるものであります。

5目1節商工使用料3,000円の増、説明欄記載のとおり、決算見込みによる調整増減であります。

2項手数料、1目総務手数料、3節戸籍住民登録手数料16万8,000円の減、説明欄記載のとおり、執行見込みを勘案しての調整増減であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金149万2,000円の増。介護保険事業費補助金、総合行政システム整備事業、介護保険事業への充当財源の計上であります。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金3,000円の増、障害者地域生活支援事業

補助金、コミュニケーション支援事業分の増であります。

2節児童福祉費補助金50万円の増、子育て世帯臨時特例給付金、給付事業費補助金、支給対象者数の増による増額であります。

4目農林水産業費国庫補助金、4節防衛施設周辺整備事業補助金633万3,000円の減、矢臼別演習場周辺農業用機械導入事業補助金畜産業53万3,000円の減、同じく施設整備事業補助金畜産業889万円の減。特定防衛施設周辺整備調整交付金農業施設709万円の増、同じく養殖事業400万円の減、充当事業の執行見込みの減のほか、説明欄記載のとおりであります。

なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金の充当事業につきましては、別紙配付の説明資料をご参照願います。

また、本交付金につきましては、今回の補正では対象事業の執行状況を勘案しての町政としており、例年よりも交付決定がおくれているSACO及び2次交付分の配分額が決定次第、現予算計上額を上回る場合は速やかに補正予算を編成し、町議会に提出し、年度内執行に支障がでないよう努めたいと存じますので、ご了承いただきたいと思います。

6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁市補助金758万2,000円の減、社会資本整備総合交付金道路橋梁維持901万2,000円の減、同じく道路新設改良費143万円の増。

6節防衛施設周辺整備事業補助金159万2,000円の減。

次ページ。

8目教育費国庫補助金、7節防衛施設周辺整備事業補助金10万円の減。それぞれ説明欄記載のとおり、充当事業の執行状況を勘案しての調整増減であります。

3項委託金、1目総務費委託金、2節戸籍住民登録費委託金2,000円の増。中長期在留者居住地届け出等事務委託金、交付決定による増であります。

16款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉補助金210万7,000円の増。重度心身障害者医療費補助金180万6,000円の増のほか、説明欄記載のとおりであります。

2節児童福祉費補助金451万8,000円の増、放課後児童対策事業補助金80万円の増、障害児受け入れに伴う増額であります。子育て支援対策事業補助金371万8,000円の増、子ども・子育て支援新制度に係るシステム構築費に対する補助金の増であります。

4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金184万9,000円の増、主に農業委員会補助金25万3,000円を農地集積集約化対策事業補助金、事務適正農地有効活用支援の補助金名に振りかえ、同じく農地情報公開システム整備210万6,000円は、農地法の改正により農地台帳の公開を進めるため、システム整備費に対する補助金の計上であります。

3項委託金、1目総務費委託金、3節戸籍住民登録費委託金3,000円の減、5節統計調査費委託金3,000円の増。

3目衛生費委託金、2節環境政策費委託金5,000円の増。

4目農林水産業費委託金、3節水産業費委託金17万8,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおり、北海道からの権限移譲事務委託金の交付決定による増減であります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸し付け収入2万5,000円の減、内容は説明欄記載のとおりであります。



2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、1 節土地売払収入90万4,000円の増、白浜3丁目199番地、普通財産町有地226平方メートルの売り払い代であります。

2 目1 節生産物売り払い収入677万8,000円の増、シイタケ菌床売払代527万4,000円の増、申し込み数量が約4万玉増となったことによる増額であります。

カキ種苗売払代13万1,000円の減、申し込み数量が4万5,000個減となったことによる減額であります。

餌料藻類売払代163万5,000円の増、販売見込みによる増であります。

18款1 項寄附金、1 目1 節一般寄附金19万5,000円の増、札幌市林達男様1万円、千葉県辻富子様3万円、釧路市佐藤稔様5,000円、神奈川県鈴木幸夫様1万円、札幌市湯浅道哉様1万円、栃木県宗石亨様10万円、茨城県内藤裕史様3万円であります。

8 目1 節消防費寄附金3万円、厚岸町女性団体連絡協議会様であります。

20款1 項1 目繰越金、1 節前年度繰越金8,987万1,000円の増、平成25年度決算における繰越金全額の計上であります。

21款諸収入、6 項3 目3 節雑入164万9,000円の増。

次ページにわたり、新規計上の厚岸情報ネットワーク損額賠償金16万4,000円、農地保有合理化事業等業務委託金2万4,000円、農地中間管理事業業務委託金5,000円、総合賠償保障保険金、特養林産振興損害賠償23万4,000円、餌料藻類売払料金実費収入1,000円、厚岸大橋ライトアップ故障時電気料補填金17万1,000円、釧路地域活性化協議会事業助成金45万3,000円のほか、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

22款1 項町債、3 目衛生債、1 節保健衛生債90万円の減、対象事業である水道事業会計の宮園配水池改築更新事業の執行見込み減に伴う減額であります。

6 目土木費、2 節道路橋梁債30万円の増、7 目1 節消防債30万円の減、それぞれ説明欄記載の充当事業債の増減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。16ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款1 項1 目議会費、39万3,000円の増、さきの臨時会における条例改正による議員期末手当の総額分の計上であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費112万8,000円の増、主に庁舎、町民広場が燃料費、光熱水費などの増により124万3,000円の増のほか、説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

なお、燃料単価及び電気料が当初予算よりも値上げとなっており、年度末までの執行見込みによる各施設等において増額補正となっております。

3 目職員厚生費20万4,000円の増、次ページにわたり、主に職員研修研修40万3,000円の増は、研修の充実を図るため、北海道研修センターへの受講旅費の増及び多くの職員が受講できるよう、専門講師による町主催研修経費の計上であります。

このほか、説明欄記載のとおりであります。

4 目情報化推進費736万4,000円の増、主に次ページ、厚岸情報ネットワーク整備事業395万8,000円の増は、道路改良などに伴う北電柱とN T T柱の移転に伴う光ケーブルの架線整備委託料の増及び新築家屋の増によるI P告知端末の新規設置工事費の増によるものであります。

総合行政情報システム整備事業338万4,000円の減、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業128万5,000円の減、契約実績による減額であります。

総合行政情報システム整備事業、介護保険事業351万6,000円、新規計上であります。平成27年度の介護保険制度改正にあわせた事務執行のためのシステム整備費であります。

総合行政情報システム整備事業、子育て支援対策事業378万円、新規計上であります。平成27年度の子ども・子育て支援新制度にあわせて事務執行のためのシステム整備費であります。

7目文書広報誌16万1,000円の増、次ページにわたり、主に広報誌発行経費の増であります。

8目財政管理費78万円の減、共通物品調達説明欄記載のとおり執行見込みに伴う減であります。

11目財産管理費8万5,000円の増、町有財産管理資材の増であります。

12目車両管理費92万円の増、主に公用車管理111万5,000円の増、燃料費、修繕料の増であります。

2項町税費、1目賦課納税費108万1,000円の増、町税収入の次ページにわたり、主に過年度の所得税申告の構成により、町道民税還付金の増であります。

3項1目戸籍住民登録費8万3,000円の減。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、3,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉費総務費548万1,000円の増、主に福祉灯油100万8,000円の増。道補助金の交付額の増にあわせ、従前の灯油60リットル分の助成から、25%増の75リットル分とする増額補正であります。

次ページ、多機能共生型地域交流センター30万7,000円の増、主に施設燃料費の増であります。

保健福祉総合センター健康広場103万3,000円の増、主に施設と公用車の燃料費及び施設の修繕料の増であります。

国民健康保険特別会計313万4,000円の増、操出金の増であります。

このほか、説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

2目心身障害者福祉費8万5,000円の減、次ページにわたり説明欄記載のとおりであります。

3目心身障害者特別対策費361万2,000円の増、重度心身障害者医療費の見込み増であります。

4目老人福祉費321万7,000円の減、主に老人保護措置費75万円の減、執行見込みの減であります。

次ページ、長寿祝金38万円の減、対象者の減によるものであります。

介護保険特別会計213万3,000円の減のほか、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

5目後期高齢者医療1,460万9,000円の減、後期高齢者医療一般1,348万3,000円の減、北海道後期高齢者医療広域連合負担金、前年度の療養給付費負担金の精算による減額であります。

後期高齢者医療特別会計112万6,000円の減、操出金の減であります。

7目自治振興費637万7,000円の減、地方バス路線維持対策として運行する釧路バスから決算に基づくバス運行に伴う不足分への補助金申請があり、当初予算との差額を補正計上するものであります。

その内容は、生活交通路線国庫補助金対象である霧多布線系統1分が582万8,000円増の799万円、町単独路線の床潭線が26万3,000円増の448万円、同じく町単独路線の霧多布系統2分が関係する浜中町と不足分を折半し、28万6,000円増の447万6,000円となり、あわせて1,694万6,000円で、各路線運行維持するための町補助金の増額であります。

8目社会福祉費106万円の減、社会福祉施設費106万円の減、次ページにわたり、主に光栄地区コミュニティーセンター整備事業122万円の減、入札執行による減であります。

このほか、コミュニティーセンター集会場の修繕料、光熱水費の増のほか、説明欄記載のとおりであります。

次ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費10万7,000円の増、説明欄記載のとおりであります。

2目児童措置費50万円の増、子育て世帯臨時特例給付金給付支給見込み世帯の増によるものであります。

4目児童福祉施設費134万3,000円の減、38ページにわたり、主に保育所一般171万1,000円の減、入所者の減により広域入所委託料の減のほか、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整増減であります。

5目児童館運営費66万7,000円の増、次ページにわたり、主に友遊児童館60万3,000円の増、児童クラブ登録人数の増及び障害児受け入れに伴い、臨時職員の配置増によるものであります。このほか、説明欄記載のとおりであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費22万1,000円の増、健康づくり一般24万5,000円の増、健康増進機器の修繕料の増であります。

予防接種46万6,000円の増、各種予防接種の接種者の見込み数による調整増減であります。精神障害者医療44万2,000円の増、新規入院患者の増によるものであります。

次ページ、3目墓地火葬場費5万3,000円の増、4目水道費161万1,000円の減、説明欄記載のとおり、水道事業会計及び簡易水道事業特別会計に対する負担金等の決算見込みによる減であります。

5目病院費8,000万円の増、病院事業会計への負担金補助金の計上であります。現時点における医業収入を見込んでの収支不足分を含め、補正額、補正後総額を4億4,037万5,000円とするものであります。

2項環境政策費、1目環境対策費、増減なし、財源内訳は補正であります。

2目水鳥観察館運営費5万9,000円の減、説明欄記載のとおりであります。

次ページ、4目ごみ処理費686万1,000円の増、主にごみ焼却処理場の光熱水費、電気料及び修繕料の増であります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費223万9,000円の増、農業委員会事務局7万6,000円の増、農業後継者対策2万8,000円の増、いずれも当初経常を上回る執行による増であります。

農業委員会と活動促進事業の制度改正により、農地制度実施円滑化23万円を減じ、同

額を事務適正農地有効活用支援に振りかえ計上であります。

次ページ、農地保有合理化事業等業務委託2万4,000円の増、北海道農業公社との委託契約に基づく増であります。

農地中間管理事業業務委託5,000円、新規計上。新たに北海道農業開発公社から業務委託されたことによる計上であります。

農地情報公開システム整備事業210万6,000円、新規計上。農地法の改正により、農地基本台帳を農地台帳として整備するとともに、農地台帳に記録された事項及び農地に関する地図の公表を実施できるように、農地台帳システムを改修するものであります。全額道補助金交付が内示されております。

2目農業振興費463万3,000円の増、多面的機能支払交付金事業、新規計上。平成27年度から執行される農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、農業、農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援する制度であります。本年度については同様の事業内容で国の予算措置で実施されることから、釧路太田農業協同組合の要望により計上するものであります。

制度内容は、農業者で構成される活動組織に対して国が4分の2、北海道が4分の1、町が4分の1を財源支援するもので、本年度の活動内容は防散、融雪タンカルの散布などのほか、組織の事務費となっております。

3目畜産業費927万1,000円の減、次ページにわたり、主に矢白別演習場周辺農業用機械等整備事業45万2,000円、矢白別演習場農業用施設等整備事業657万9,000円の減、矢白別演習場周辺農業用施設等整備事業25国債、231万2,000円の減、それぞれ入札執行等に伴う減であります。

6目牧野管理費68万6,000円の増、町営牧場施設及び農業用機械の燃料費の増であります。

7目農業施設費13万9,000円の増、尾幌酪農ふれあい広場、上尾幌ふれあい体験農園の施設修繕料の増であります。

8目農業水道費6万4,000円の増、水道料金計算収納9万6,000円の増は、次ページにわたり別寒辺牛地区の検針が自動検針器の故障により、検針員による検針にふりかえたことによる増であります。

農業水道施設29万6,000円の増は、主に施設の光熱水費電気料の増であります。このほか、説明欄記載のとおり、執行見込みによる調整増減であります。

2項林業費、1目林業総務費3万3,000円の増、説明欄記載のとおりであります。

3目造林事業費7万円の減、造林事業執行見込みに伴う減であります。

次ページ、4目林業施設費62万5,000円の減、木工センターの非常勤職員1人が9月末で退職し、10月から臨時職員2人による交代勤務としたことによる、共済費賃金の調整増減であります。

5目特用林産振興費378万9,000円の増、キノコ菌床センター355万4,000円の増、施設設備故障による修繕料及び菌床の申し込みがふえたことによる製造材料購入費の増であります。

損害賠償23万5,000円、新規計上、敷地内での事故に対する損害賠償金の計上であります。なお、内容については議案第79号の損害賠償の額を定める議案でご説明いたします。

3 項水産業費、1 目水産業総務費、1 円の増。

2 目水産振興費45万円の減、ウニ養殖試験事業完了に伴う減であります。

3 目漁港管理費26万6,000円の増、漁港施設、漁港区域内の光熱水費、電気料の増のほか、次ページにわたり執行見込みによる減であります。

5 目養殖事業費941万3,000円の減、カキ種苗センター213万1,000円の減、主に通年雇用を見込んでいた臨時職員1人分の採用を見送りとした共済費賃金の減、施設の燃料費、光熱水費、電気料の減であります。

カキ種苗生産39万7,000円の増、餌料藻類売払料の増に伴い、運搬に要する料金及び発送料の増、施設設備用資材の購入費の増であります。

カキ種苗センター整備事業294万円の減、カキ種苗センター屋根改修事業473万9,000円の減、いずれも入札執行に伴う減であります。

次ページ、6 目水産施設費8,000円の減、説明欄記載のとおり執行見込みによる調整増減であります。

6 款1 項商工費、3 目食文化振興費27万6,000円の増、主に味覚ターミナル、道の駅28万7,000円の増、海水貯蓄用ブローアerpンプ修繕料の増のほか、説明欄記載のとおりであります。

4 目観光振興費18万9,000円の増、次ページ、主に厚岸大橋ライトアップ点灯タイマー故障による点灯時電気料の増であります。

なお、この電気料相当分は歳入でご説明したとおり、北海道から補填されることになっております。このほか、説明欄記載のとおりであります。

5 目観光施設費15万9,000円の増、次ページにわたり子野日公園、愛冠野営場、その他、観光施設は執行見込みによる減であります。

愛冠駐車場トイレ整備事業45万4,000円、新規計上。釧路地域活性化協議会において、助成事業として観光客へのホスピタリティー及び利便性の向上を目的に自治体所管の観光施設トイレの洋式化を進めることになり、愛冠駐車場横にあるトイレを和式3基を洋式2基に改修整備する内容であります。

7 款土木費、1 項土木管理費、2 目土木車両管理費157万3,000円の増、主に作業用車両の燃料費、修繕料の増であります。

3 目土木用地費3,000円の減、4 目地籍調査費17万2,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる減であります。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費1,303万2,000円の減、次ページにわたり道路橋梁管理81万3,000円の増、降雪前に執行する町道補修費などの追加計上であります。

道路照明管理442万2,000円の増、光熱水費電気料の見込み増に伴う計上であります。

建設機械等整備事業440万3,000円の減、入札執行に伴う減であります。

太田5号道路整備事業1,386万4,000円の減、国庫補助金の社会資本整備交付金の配分減にあわせた調整減であります。

2 目道路新設改良費16万9,000円の増、68ページにわたり、主に宮園北2の通り整備事業231万2,000円の減、工事費調整減及び入札執行による減であります。

苫多道路整備事業220万円の増、道路法面保護対策実施設計における追加のボーリング調査が必要になったことによる増であります。

港町東1の通り外整備事業107万円の増、既存の道路との接合部における工事施工範囲を広げることによる増であります。このほかの各事業は執行見込みによる調整増減であります。

3目除雪対策費7,476万3,000円の増、除雪対策、補正後額を1億2,341万4,000円とし、除雪委託料につきましては除雪出動にかかわりなく契約期間に必要となる除雪器械の維持確保の費用及び除雪作業員の確保のための賃金保障分を委託契約の基本料として前年度より約360万円増の約2,470万円を盛り込んでおり、おおむね8回分の除雪出動に要する予算計上となっております。

3項河川費、1目河川総務費68万4,000円の減、主に河川管理44万8,000円の増、上尾幌むね川護岸補修費の増であります。

このほか、72ページにわたり主に事業費内での予算組みかえのほか、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる調整増減であります。

4項都市計画費、1目都市計画総務費1,000円の減、3目下水道費95万2,000円の増、下水道事業特別会計操出金の増であります。

5項公園費、1目公園管理費3万9,000円の増、公園施設、次ページにわたり執行見込みによる調整増減であります。

6項住宅費、1目建築総務費3,000円の増、2目住宅管理費57万円の減、町営住宅21万9,000円の増、主に光熱水費、電気料及び修繕料の増であります。

このほか、次ページにわたりそれぞれ説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

8款1項消防費、1目常備消防費670万4,000円の減、釧路東部消防組合負担金63万5,000円の増。主に、前年度繰越金が208万円財源計上されますが、給与改定、人事異動による厚岸消防署人件費が254万8,000円の増によるものであります。

投資的事業4件は、入札及び執行見込みによる負担金の減であります。

2目災害対策費6万4,000円の増、次ページ、3目消防施設費3万円の増、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みに伴う調整増減であります。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、7万5,000円の減。2目事務局費1万8,000円の減、次ページにわたりそれぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

6目スクールバス管理費182万5,000円の増、スクールバス運行委託109万4,000円の増、通常の通学時のスクールバス運行委託料が44万7,000円の減、当初計上の学校行事バス運行委託料を委託目的を明確化するために全額減じて、スクールバス学校行事輸送委託料として267万3,000円、スクールバス臨時輸送委託料として244万円に区分しての計上がえであります。増額となったのは、今後の執行見込みにより主に臨時輸送分の増であります。

スクールバス運行73万1,000円の増、主にスクールバスの執行見込みによる燃料費及び修繕料の増であります。

2項小学校費、1目学校運営費86万7,000円の増、次ページにわたり主に説明欄記載のとおり小学校4校の学校施設、光熱水費、電気料の増であります。

2目学校管理費23万5,000円の増、学校管理48万2,000円の増は、主に厚岸小学校の高

圧ケーブル修繕料の増であります。学校情報通信教育24万7,000円の減、学校情報通信機器等借上料の契約による減であります。

3目教育振興費197万9,000円の減、小学校教育振興233万9,000円の減、当初、想定していた学級支援については、対象児童が町内小学校ではなく、特別支援学校に入学されたことにより、配置の必要がなくなったことによる減であります。

要準要保護児童就学援助36万円の増、次ページにわたり対象児童数の増に伴うものであります。

3項中学校費、2目学校管理費30万7,000円の減、学校管理13万6,000円の増、主に太田中学校キュービクル高圧遮断機修繕料の増のほか、執行見込みによる減であります。学校情報通信教育44万3,000円の減、学校情報通信機器経費については契約による減であります。

3目教育振興費6万5,000円の減、高度へき地修学旅行執行に伴う減であります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費3万4,000円の減、次ページにわたり執行見込みによる減であります。

2目生涯学習推進費、増減なし。生涯学習活動、講演会講師派遣委託料が法人契約ではなく、個人に対する依頼に変更になったことによる執行科目の組みかえであります。

3目公民館運営費12万円の増、公民館活動12万6,000円の増。主に主催行事の車両運行委託料の増であります。このほか、説明欄記載のとおりであります。

4目文化財保護費31万円の減、説明欄記載のとおり執行見込みによる減であります。

次ページ、5目博物館運営費201万8,000円の減、主に海事記念館収蔵庫整備事業200万円の減は、当初、老朽化した外壁と屋根の補修工事を見込んでおりましたが、建物を支える柱の老朽化が激しいことが判明したことから、執行を見送ることによる減であります。このほか、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

次ページ、6目情報館運営費71万4,000円の増、主に厚岸情報館78万2,000円の増、施設の燃料費及び光熱水費電気料、修繕料の増であります。このほか、説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費14万1,000円の増、要準要保護児童生徒医療14万1,000円の増であります。

2目社会体育費38万9,000円の増、94ページにわたり主に体育施設18万7,000円の増は、施設の光熱水費電気料、カヌー等廃棄物処理委託料、資財の購入費が増であります。

スポーツ振興49万4,000円の増は、全道、全国大会への出場される件数の増によるスポーツ振興助成の増減であります。

このほか、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みによる減であります。

3目温水プール運営費169万7,000円の増、主に温水プールの燃料費、光熱水費電気料、修繕料の増であります。

11款1項公債費、1目元金43万円の増、平成15年度債の政府の財政融資基金である減税補てん債と臨時財政対策債が平成26年3月25日に10年目の金利見直しが行われ、借入時の金利1.4%が0.4%となり、残り10年間の元利均等払いの償還年次帳の再計算が行われ、本年度の元金償還の増分43万円を合わせて補正計上するものであります。

この金利見直しにより、後年度の金利支払い額が1,753万円軽減となるものであります。

2 目利子239万3,000円の減、平成25年度長期債の借り入れ実行による利子確定に伴う分144万円、元金でご説明いたしました政府系資金の金利見直し分95万3,000円の減となる調整計上であります。

次ページ、12款1項1目給与費3,569万円の増、職員の採用、退職、会計間異動、給与改定など、それぞれ説明欄記載のとおり、当初予算との調整計上であります。

詳細につきましては、98ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。

1 ページへお戻り願います。

第2条債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

5 ページをお開きください。変更であります。

漁業近代化資金利子補給に関する債務負担平26について。

条例改正により、利子補給期間が5年間から7年間になったことにより、当初設定の期間について、平成27年度から31年度までを平成27年度から33年度までに変更するものであります。限度額については変更ありません。

下段に調書を添付してありますので、ご参照願います。

再び、1 ページへお戻りください。

第3条地方債の補正であります。

地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

6 ページをお開きください。

第3表地方債補正変更であります。

辺地対策事業80万円の増。

過疎対策事業80万円の減。

一般会計収支債90万円の減。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

7 ページをごらんください。

地方債に関する調書補正であります。表の下段、合計欄、平成25年度末現在高106億2,631万5,000円、平成26年度中、起債見込み額7億6,860万円、平成26年度中、元金償還見込み額9億4,821万円、補正後の平成26年度末現在高見込み額は104億4,670万5,000円となるものであります。

以上で、議案第69号の説明を終わります。

次に、議案第70号であります。

議案書の1 ページであります。

平成26年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2回目）。

平成26年度の厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ336万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,141万9,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。



2 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では2款2項、歳出では3款6項にわたってそれぞれ336万4,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。4 ページをお開き願います。

歳入であります。

3款分担金及び負担金、2項負担金、1目1節保健事業費負担金23万円の増。高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種が定期予防接種化されたことによる、本会計分の負担金の計上であります。

10款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金313万4,000円の増、補正財源の繰り入れであります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費268万3,000円の増、職員人件費286万4,000円、人事異動及び給与改定に伴う増であります。それぞれ説明欄記載のとおりであります。

職員人件費の詳細につきましては、10ページ以降の給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

国民健康保険一般18万1,000円の減、説明欄記載のとおり執行見込みの減であります。

2項町税費、1目賦課徴収費3,000円の減。

5項1目特別対策事業費25万3,000円。

次ページ、4款1項前期高齢者納付金、1目前期高齢者納付金1万2,000円の増。

8款保健事業、1項1目特定健康診査等事業費4万3,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおり執行見込みとなる増減であります。

2目保健事業費、1目保健衛生普及費46万2,000円の増、説明欄記載のとおり予防接種委託料をインフルエンザ予防接種委託料に計上がえし、新たに定期予防接種化となった高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種委託料の計上であります。

以上で、議案第70号の説明を終わります。

続きまして、議案第71号であります。

議案書の1ページであります。

平成26年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（2回目）。

平成26年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ442万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億448万6,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では4款4項、歳出では4款4項にわたりそれぞれ442万3,000円の減額補正であ

ります。

事項別により、ご説明させていただきます。5ページをお開き願います。

歳入であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害復旧費国庫補助金、1節簡易水道施設災害復旧費補助金213万円の減。

太田取水ポンプ場災害復旧事業補助金、対象事業費の入札減に伴う減であります。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金47万1,000円の減。

7款諸収入、1項1目1節雑入37万8,000円の増。過年度太田地区配水管災害復旧事業国庫補助金。

8款1項町債、1目水道債、1節水道事業費10万円の減、糸魚沢地区配水管整備事業債の減であります。

2目災害復旧債、1節簡易水道移設災害復旧債約10万円の減、太田取水ポンプ場災害復旧事業債の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

7ページをお開き願います。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費355万9,000円の減、職員人件費、人事異動及び給与改定に伴う調整減であります。詳細につきましては、13ページ以降の給与費明細書をご参照ください。

2款水道費、1項1目水道事業費344万4,000円の増、次ページにわたり主に簡易水道施設448万円の増は、取水場浄水場などの電気料が101万3,000円の増、大別配水管の土砂流出による露出箇所修理及び太田取水ポンプ室屋根の雨漏りを防止する修理などの修繕料が339万円の増であります。

検満及び新設メーター整備事業34万7,000円の増、家屋新築に伴う3件分の増であります。このほか、説明欄記載のとおり事務事業執行見込みに伴う減であります。

3款災害復旧費、1項、1目簡易水道施設災害復旧費426万円の減。太田取水ポンプ場災害復旧事業入札執行に伴う減であります。

4款1項公債費、1目元金、財源内訳補正であります。

次ページ、2目利子4万8,000円の減、平成25年度長期債借入実行に伴う利子確定による減であります。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。

1ページへお戻り願います。

第2条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお開きください。

第2表、地方債補正、変更であります。

簡易水道事業10万円の減、災害復旧事業210万円の減、起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。

下の表は、地方債に関する調整であります。

表の下段、合計欄の平成25年度末現在高2,237万2,000円。平成26年度中起債見込み額

3,270万円、平成26年度中元金償還見込み額191万4,000円。

補正後の平成26年度末現在高見込み額は5,315万8,000円となるものであります。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

続きまして、議案第72号であります。

議案書の1ページであります。

平成26年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（1回目）。

平成26年度厚岸町の下水道事業特別会計補正は、次に定めるところによる。

第1条、第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,615万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,358万1,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算、補正であります。

歳入では5款5項、歳出では2款3項にわたり、それぞれ3,615万1,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。5ページをお開き願います。

歳入であります。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目1節下水道費負担金100万円の増、今年度賦課分の増によるものであります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、1節下水道事業費補助金1,840万円の減、今年度の補助金配分額の決定による減であります。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金95万2,000円の増、収支不足分の調整増であります。

6款諸収入、2項1目1節雑入210万3,000円の減、消費税及び地方消費税還付金であります。

7款1項町債、1目下水道債、1節下水道事業債1,760万円の減、補助事業費の減に伴う減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

7ページをお開き願います。

歳出であります。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費16万円の減、給与改定に伴う職員人件費11万9,000円の増のほか、説明欄記載のとおり執行見込みに伴う増減であります。

なお、職員人件費の詳細につきましては13ページ以降の給与費明細書をご参照ください。

2ページ、管渠管理費21万7,000円の減。次ページにわたり光熱水費の電気料の増のほか、執行見込みに伴う増減であります。

3目処理場管理費157万1,000円の増、主に終末処理場の光熱水費電気料、施設用設備の修繕料の増であります。

4目普及促進費145万2,000円の増、水洗化等改造工事補助金。当初の26件分に16件分

の増額計上であります。

2 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費3,806万3,000円の減、次ページにわたり、公共下水道補助分は、補助配分にあわせた3,756万2,000円の調整減で、補正後額は2億4,683万8,000円であります。

起債分は、給与改定に伴う給与、職員手当等の増及び工事費請負費の減によるものであります。

3 款1 項公債費、2 目利子73万4,000円の減、平成25年度長期債借入実行に伴う利子確定による減であります。

以上で、歳出の説明とさせていただきます。

1 ページへお戻り願います。

第2 条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2 表 地方債補正」による。

3 ページをお開きください。

第2 表、地方債補正変更であります。

公共下水道事業1,760万円の減。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

下の表は、地方債に関する調整補正であります。

表の下段、合計欄、平成25年度末現在高41億7,958万8,000円、平成26年度中起債見込み額1 億3,580万円、平成26年度元金償還見込み額2 億7,643万7,000円、補正後の平成26年度末現在高見込み額は40億3,895万1,000円となるものであります。

以上で、議案第72号の説明を終わります。

続きまして、議案第73号であります。

議案書の1 ページであります。

平成26年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（3 回目）。

平成26年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1 条、第1 項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ213万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,599万5,000円とする。

第2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では1 款1 項、歳出では3 款4 項にわたり、それぞれ213万3,000円の減額補正であります。

事項別により、ご説明いたします。4 ページをお開き願います。

歳入であります。

7 款繰入金、1 項1 目1 節一般会計繰入金213万3,000円の減、収支調整の減であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費268万3,000円の減。

4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費84万9,000円の増。

次ページ、8 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目包括的支援事業費18万3,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の計上であります。

職員人件費については、10ページ以降の給与費明細書をご参照ください。

2 目通所介護サービス事業費3万9,000円の増、デイサービスセンターにおいて、平成24年度の退職臨時職員1名が賃金差額支給の対象となることが確認されたことによる計上であります。

2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費52万1,000円の減、職員人件費55万8,000円の減は、心和園勤務職員への未払い金について、長期病気休暇、育児休業休暇、退職期間の確認により支払い額の確定によるものであります。

介護福祉施設サービス3万7,000円の増は、心和園において平成24年度の退職臨時職員1名が賃金差額支給の対象となることが確認されたことへの計上であります。

以上で、議案第73号の説明を終わります。

続きまして、議案第74号であります。

議案書の1ページであります。

平成26年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（2回目）。

平成26年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、第1項歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ99万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,207万3,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入では2款2項、歳出では3款3項にわたって、それぞれ99万9,000円の減額補正であります。

事項別により、ご説明させていただきます。4ページをお開き願います。

歳入であります。

3 款繰入金、1 項1 目1 節一般会計繰入金112万6,000円の減。町分事務費及び北海道後期高齢者医療広域連合分事務費の繰り入れの減であります。

5 款諸収入4 項償還金及び還付加算金、1 目1 節保険料還付金9万4,000円、2 目1 節還付加算金3万3,000円、それぞれ保険料還付見込み額の増によるものであります。

以上で、歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費5万7,000円の減、後期高齢者医療管理

システム改修委託料執行額確定による減であります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金106万9,000円の減、後期高齢者医療広域連合前年度の事務費負担金の精算による減であります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金12万7,000円の増、保険料還付見込み額の増によるものであります。

以上で、議案第74号の説明を終わります。

続きまして、議案第75号であります。

議案書の1 ページであります。

平成26年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（2 回目）。

平成26年度厚岸町の介護保健施設事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1 条、第1 項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ581万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,950万4,000円とする。

第2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第1 表歳入歳出予算補正であります。

歳入では3 款4 項、歳出では1 款1 項にわたりそれぞれ581万5,000円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。4 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目1 節施設介護サービス収入323万7,000円の減、当初計上の月平均入所17人、平均単価1 万948円を見込み額18人、9,871.8円による減額であります。

2 項1 目1 節自己負担金収入140万1,000円の減、当初、月平均単価1,888円を見込み額1,569.5円による減額であります。

2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目サービス事業費国庫補助金、1 節防衛施設周辺整備事業補助金119万円の減、充当事業の入札執行減に伴う調整減であります。

9 款1 項1 目1 節雑入1 万3,000円の増、臨時職員の過年度保険料等返還金であります。

以上で、歳入の説明を終わります。6 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款サービス事業費、1 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費581万5,000円の減、職員人件費755万円の減、人事異動及び給与改定に伴う減であります。内容につきましては、8 ページ以降の給与費明細書をご参照ください。

介護老人保健施設サービス314万2,000円の増、看護職の人員不足を補う臨時職員1 人増分に伴う増及び病院事業運営管理共通経費負担金の介護支援専門員の負担割合を実態を反映させ、当初の5 割負担から9 割負担に引き上げたことによる増であります。

介護老人保健施設整備事業140万7,000円の減、施設用備品の入札執行に伴う減であります。

以上をもちまして、議案第69号平成26年度厚岸町一般会計補正予算から議案第75号平

成26年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 続きまして、議案第76号平成26年度厚岸町水道事業会計補正予算（第1回目）の内容についてご説明申し上げます。1ページをごらん願います。

第1条、総則。

平成26年度厚岸町水道事業会計の補正予算を次に定めるところによる。

第2条、業務予定量の補正でございます。

主な建設改良事業について、配水管布設替等事業を928万2,000円減額し、8,574万8,000円に、宮園配水池改築更新事業を1,230万2,000円減額し、3億4,265万8,000円に、メーター設備事業を225万7,000円増額し、3,867万円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入につきましては、1款水道事業収益を299万7,000円増額し、2億8,489万4,000円とするものでございます。

1項営業収益10万3,000円の増額、2項営業外収益は28万6,000円の増、3項特別利益は260万8,000円の皆増でございます。

支出につきましては、1款水道事業費用を436万8,000円減額し、2億5,555万6,000円とするものでございます。

1項営業費用は294万9,000円の減額、2項営業外費用は70万1,000円の減額、3項特別損失は71万8,000円の減額でございます。

収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書により説明いたします。

9ページをお開き願います。

初めに、収益的収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益、2目受託工事収益は10万3,000円の増額、給水工事の設計審査及び工事検査手数料の増額でございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金は24万円の減額、人事異動による対象経費の減に伴う一般会計からの補助金の減であります。

3目長期前受金戻入は97万8,000円の増額、新しい会計基準の適用に伴い、みなし償却をしてきた試算の減価償却見合分を収益した額の増額であります。

4目消費税及び町消費税還付金は46万1,000円の減額、建設改良事業の減額に伴う還付額の減であります。

5目雑収益は9,000円の増額、公務災害補償基金精算還付金であります。

3項特別利益、3目その他特別利益は260万8,000円の皆増、人事異動による退職給付引当金の減額に伴い、戻し入れとなる額を特別利益として計上したものであります。

次に、収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費は175万8,000円の増額で、電力料金改定による動力費134万3,000円の増のほか、説明欄記載のとおりでございます。

2 目配水及び給水費は、331万2,000円の増額で、配水管漏水に対応するため委託料で62万3,000円の増、修繕費で268万9,000円の増でございます。

4 目総係費は799万4,000円の減額で、給料339万4,000円の減など、人事異動に伴う関連費用の減のほか、説明欄記載のとおりであります。

5 目減価償却費は45万5,000円の減額で、内容は説明欄記載のとおりであります。

6 目資産減耗費は43万円の増、新しい会計基準の適用に伴い計上額の算出方法が変わったことによる増額であります。

2 項営業外費用、1 目支払い利息及び企業債取扱諸費は70万1,000円の減額、企業債利息確定による減でございます。

3 項特別損失、5 目その他特別損失は71万8,000円の減額、人事異動により生じた引当金の減によるものであります。

1 ページへお戻り願います。

第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。

2 ページをお開き願います。

収入では、1 款資本的収入を2,164万7,000円減額し、4 億3,651万4,000円とするものであります。

1 項企業債は、1,150万円の減額。

2 項国庫補助金は184万2,000円の減額。

4 項他会計補助金は90万円の減額。

6 項補償金は740万5,000円の減額であります。

支出では、1 款資本的支出を1,940万8,000円減額し、5 億5,500万5,000円とするものでございます。

1 項建設改良費が同額の1,940万8,000円の減額でございます。

資本的収入及び支出の内容につきましては、再び補正予算説明書により説明申し上げます。11ページをお開き願います。

1 款資本的収入、1 項1 目企業債は1,150万円の減額、執行額が確定した工事の企業債借り入れの減によるものであります。内容は説明欄記載のとおりであります。

2 項1 目国庫補助金は184万2,000円の減額、4 項1 目他会計補助金は90万円の減額、共に宮園配水池改築更新事業の事業費減に伴う国庫及び一般会計からの補助金の減であります。

6 項1 目補償金は740万5,000円の減、対象工事の事業費確定による減であります。

次に、資本的支出でございます。

1 款資本的支出、1 項1 目建設改良費が2,158万4,000円の減、これは配水管布設がえ工事の執行額の減による928万2,000円の減と宮園配水池改築更新事業の事業費減に伴う1,230万2,000円の減であります。

3 目メーター設備費は225万7,000円の増額、主に住宅などの新築が増加したことによる新設メーター取り付け台数の増加によるものであります。

4 目固定資産購入費は8 万1,000円の減額、水質検査機器購入額確定による減であります。

ここでまた1 ページへお戻り願います。



第4条の括弧書きでございます。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億1,849万1,000円について、当年度分損益勘定留保資金9,661万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,187万6,000円で補填するものでございます。

2ページをお開き願います。

第5条、企業債の補正であります。

企業債の予定額を1,150万円減額し、3億990万円とするものであります。起債の方法、利率、償還についての変更はございません。

第6条、議会の議決を得なければ流用できない経費の補正でございます。

職員給与費について730万5,000円減額し、1,824万円とするものでございます。

第7条、一般会計からの補助金の補正であります。児童手当給付経費補助24万円の皆減、また宮園配水池改築更新事業補助を90万円減額し、5,540万円とするものであります。

3ページと4ページは、補正予算実施計画、5ページは水道事業会計補正予定キャッシュフロー計算書、6ページから8ページまでは水道事業職員補正給与費明細書、飛びまして12ページと13ページには予定貸借対照表、14ページと15ページは会計処理の基準や手順を示した注記でございます。いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が、平成26年度厚岸町水道事業会計補正予算（1回目）の内容であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 病院事務長。

●病院事務次長（星川事務次長） 続きまして、議案第77号 平成26年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）について、その内容をご説明申し上げます。

1ページごらんください。

初めに、第1条、総則であります。

平成26年度厚岸町病院事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量であります。

予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）患者数です。年間延べ患者数であります。入院患者では3,650人を減じて1万2,775人に、外来患者では5,145人を減じて4万7,530人とするもので、合わせて合計6万305人となるところです。

これにより、1日平均患者数ですが、入院患者数では10人減の35人に、外来患者では21人減の194人で、1日当たりの平均では229人となるところです。

患者数の動向にあつては、ことし9月まで常勤の外科医師が不在という影響が大きく出ている状況にあります。

次に、（2）主な建設改良事業であります。医療機械整備事業にあつては243万4,000円を減額し1,256万6,000円に、建設工事業では44万8,000円を減額し1,285万2,000円となるもので、それぞれ事業執行額の確定によるものでございます。区分ごとの詳細は後ほど説明させていただきます。

続きまして、2ページをお開きください。

第3条、収益的収入及び支出及び第4条、資本的収入及び支出につきましては11ページの補正予算説明書によりご説明いたします。11ページをお開きください。

初めに、収益的収入であります。

1款病院事業収益2,708万9,000円を減額するもので、内訳ですが1項医業収益で1億1,168万6,000円の減、そのうち1目入院収益では7,811万円の減、2目外来収益では3,357万6,000円の減、それぞれ患者数の減による補正であります。

次に、2項医業外収益では8,459万7,000円の増。

内訳です、5目他会計補助金で8,312万1,000円の増でありまして、12月補正時点における一般会計からの補助金として増額計上を行うところであります。

内容につきましては、説明欄記載の内容ですが、減額となった項目につきましては基礎数値確定による係数整備、増額となったものにつきましては例年と同様に12月期での一般会計からの経常収支分に対する増額補正であります。

収益的収入に対する他会計補助金の総額は、3億4,236万円となります。

次に、6目負担金交付金147万6,000円の増、増額となった内容については、本年4月から介護支援専門員が2名体制となったことから、それぞれ病院と老健を担当することが可能となったため、この人件費案分分を増額したものであります。

次に、収益的支出であります。

1款病院事業費用3,077万7,000円の増、内訳ですが1項医業費用では2,076万3,000円の増、そのうち1目給与費では998万7,000円の減、1節給料で606万8,000円の減、2節職員手当等で388万4,000円の減、内容として医師にあっては当初、外科医師1名を常勤として見込んでおりましたが、実際の着任が10月1日からなったことによる半年分の減、看護師にあっては休職等による人件費の減が主な内容となっております。

3節法定福利費153万7,000円の減、内容は給料、職員手当等と同じ内容による減額となっております。

4節退職給付費300万円の減、5節賞与引当金繰入額165万1,000円の減、ともに地方公営企業会計制度見直しにより、本年度から新たに計上となった科目ですが、それぞれ12月補正時点での減額補正となっております。

6節賃金615万3,000円の増、主に嘱託職員の採用による増額であります。

2目材料費1,440万6,000円の減、主に1節薬品費では772万2,000円の減、2節診療材料費では753万2,000円の減、それぞれ患者数減などによる減額補正であります。

3目経費1,124万5,000円の増、主に3節旅費交通費では176万2,000円の増、外科出張医師の交通費の増が主な要因です。

19節負担金932万9,000円の増は、外科医師ほか診療支援に係る医師派遣負担金の増額であります。

次に、4目減価償却費3,371万9,000円の増、主な内容は今年度から適用となった地方公営企業会計制度の見直しによるもので、旧会計制度に基づくみなし償却制度が新会計制度では廃止となったことによるものです。

補正額につきましては、当初予算編成時において、平成25年度までのみなし償却にかかる減価償却累計額が確定していなかったため、26年度の計上分も不確定であり、この

たびの補正計上となったものであります。

5目資産減耗費19万2,000円の増、病室ベッド5代の更新に伴う固定資産除却費の計上であります。

次に、2項医業外費用、2目医療技術確保対策費1,001万4,000円の増、内訳です、1節旅費交通では28万3,000円の増、医師及び医療技術員の確保にかかる旅費の増額。

3節手数料では973万1,000円の増で、これは常勤医師の招聘に伴う医師等派遣専門業者への紹介手数料で内科医師1名、外科医師1名、合わせて2名の紹介手数料となっております。

以上が、収益的収入及び支出です。

次に、資本的に入らせていただきます。13ページをごらんください。

1款資本的収入、1項補助金462万1,000円の減、内訳として1目他会計補助金では312万1,000円の減。

2目国庫補助金では150万円の減、それぞれ施設説明欄記載のとおり、事業費の確定に伴う減額補正であります。

次に、支出です。

1款資本的支出、1項建設改良費288万2,000円の減、内訳として1目固定資産購入費、1節機械備品購入費243万4,000円の減。

説明欄です、全自動溶解装置で42万4,000円、薬袋発行機で22万6,000円、温冷配膳車で178万4,000円、それぞれ事業確定による減額補正です。

2目1節建設工事費、内容は病院内の照明設備、LED化工事で44万8,000円の減、来れも事業費確定による減額補正であります。

2ページにお戻りください。

第4条の資本的収入及び支出の補正、括弧書きであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,726万1,000円は過年度分損益勘定留保資金、同額をもって補填するとするものです。

以上、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、3ページをごらんください。

第5条では、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。

職員給油費998万7,000円を減額し、総額で6億2,065万7,000円、9,000円とするものです。

次に第6条他会計からの補助金であります。予算第7条に定めた一般会計から繰り入れを受ける額についての補正は、病院経営における上半期の実績を踏まえた補助金の精査に基づき、それぞれの区分により補正するところで、区分ごとの内訳は本表のとおりであります。

今回、8,000万円を増額し、総額では4億4,037万5,000円とするところであります。

なお、前年同期との比較では、年度により変動の大きい項目もあることから単純比較は難しいものがありますが、総額では約1,570万円ほどの増、平成25年度決算との比較では、現時点で3,200万円ほどの減となっております。

以上が、補正予算（1回目）の内容ですが、これにより消費税込みの全体の収支では

2億7,715万7,000円の大幅な赤字予算となっておりますが、これは当初予算の説明でも申し上げましたが、今年度の予算から適用された地方公営企業会計制度の見直しによるもので、リース資産にかかる減価償却費の計上、みなし償却制度の廃止による減価償却費の計上、退職手当引当金や賞与引当金などの予算計上で、旧会計制度では計上していなかった新たな予算措置によるところであり、このような赤字予算となったところであります。

続いて、4ページ、5ページは補正予算実施計画、6ページは補正予定キャッシュフロー計算書、7ページから10ページまでは補正給与費明細書、飛びまして14ページから16ページまでは、予定貸借対照表であります。

内容につきましては、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

以上、大変雑駁な説明であります。議案第77号 平成26年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 本9件の審査方法についてお諮りいたします。

本9件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成26年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本9件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する、平成26年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午前11時32分休憩

午前11時37分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

日程第9、これより一般質問を行います。

質問は、厚岸町議会会議運用内規61の規定により、通告順によって行います。

初めに、9番、南谷議員の一般質問を行います。

9番、南谷議員。

●南谷議員 第4回定例会に当たり、先に通告してあります厚岸霊園整備について質問をいたします。

厚岸霊園は、平成5年供用開始から21年経過しております。霊園設計当時、大規模な

敷地設定をされておりますが、資料要求をしております厚岸霊園基本計画図と霊園配置図を見比べていただきますと一目瞭然、現在の利用実態、当初の計画の5分の1程度の敷地、この敷地に143区画を整備されております。そのうち、93区画がもう既に利用されておりますが、50区画がいまだ未利用となっております。

本町の人口推移、人口の減少に伴う利用実態からして、大幅な利用増というものは私は望めないのではないかと判断いたします。

このような実態を踏まえ、長期展望に立ち、利用者の意見を聞き入れ、墓参や霊園利用者に優しく利用しやすい整備が必要と考えますが、いかがでしょうか。

例えば、入り口でございます。現在、車両は期間限定で迂回し、お墓の近くまで乗り入れが可能となっておりますが、私は入り口を開放し、直接、車が乗り入れできるよう改良工事をし、車道の整備をすべきと、また、無縁物故者慰霊碑と東屋を見通す直線道を整備され、その横に車1台の駐車スペースを設けるなど、利用者にとりまして高齢者や利用者に優しく利用しやすい整備が必要と考えますがいかがでしょうか。

次に、人事評価制度導入について質問をいたします。

地方公務員法及び地方独立法人法の一部改正する法律、平成26年法律第34号により、平成28年4月実施を受けて、能力本位の任用制度確立を目的とされ、採用、昇任、降任、転任の定義を明確化し、職員の人事評価の導入を求めています。厚岸町はどのように対応されるのかお尋ねいたします。

仮に対応される、恐らくされると考えておりますが、そうした場合、5点についてお尋ねをさせていただきます。

まず1点目でございます。これまでの勤務評定と人事評価の相違について伺います。

2点目、人事評価の根本基準はどうなりますか。

3点目、人事評価の実施に当たり、任命権者は定期的に行うと思われませんが、人事評価の概要とその基準はどのようになりますか。

4点目、人事評価の実施に当たり、それに関する人事委員会等は設置されますか。

5点目でございます。人事評価制度導入により、町長の論功行賞を廃止し、恣意的な人事がなくなるなど、人事異動がより公平となり、能力や実績に基づく人事管理の徹底を図るとなっておりますが、町長の所見を伺いまして、1回目の質問といたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 9番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の厚岸霊園整備についてのうち、初めに、厚岸霊園は平成5年から供用開始で21年を経過し、霊園設計時、大規模な敷地設計をされておりますが、現状は人口減少に伴う利用実態を考慮して、利用者の意見を聴取し、墓参や霊園利用者に優しく利用されやすい長期展望に立ち、計画整備が必要と考えますが、いかがかについてであります。厚岸霊園は既設墓地の不足や菩提寺を持っていない町民の墓地需要の要望に対応すべく、平成元年から用地造成を進めてきたところであります。

その後、平成4年8月に厚岸霊園基本計画の見直しを行い、配付資料の厚岸霊園基本計画図のとおり、計画時の将来人口の推計から全体計画では墓所785区画とし、中央の主園路の南

側区域を第1期工事で318区画、北側区域を第2期工事で467区画と計画しております。

ただし、実際の墓所の使用状況を見ながら段階的に整備することとしており、平成8年度までの工事期間において、墓所は143区画、管理棟、墓所区センター、園路や駐車場などを整備し、平成5年度から供用開始しております。

現在、墓所の使用状況は、ご質問者のおり総数143区画のうち、使用数93区画で、50区画が残っており、過去3年間の新規使用許可件数は平成24年度2件、平成25年度1件、平成26年度3件で推移している状況にあり、今後の人口推移や利用実態を考えても、ここ5年間で新たに墓所区域を拡張することは現実的ではないため、第5期厚岸町総合計画の後期行動計画案においては、霊園の拡張の検討を項目から削っております。

少子高齢化の中で、特に急速な人口の高齢化に伴い高齢者が安心して墓参できる霊園環境が求められると考えますが、利用者の意見等をお聞きしながら、霊園利用者が永代にわたり、安心して墓参できる霊園環境の保持に努めていくことが大切であり、霊園のあり方を長期展望に立った中で同計画の見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、入り口から車で直接乗り入れのできる車道整備と無縁物故者慰霊碑と東屋を見通す直線車道と車1台の駐車スペースを設け、利便性を図るべきではについてであります。墓参や霊園利用者については、基本的には駐車場から墓所まで主園路を徒歩で行くことになっておりますが、高齢者や足腰の不自由な方に配慮し、駐車場から園路の一部を開放して墓域付近まで車で行けるようにしております。

車道整備や駐車スペース設置については、利用者の利便性を考えて検討を行い、できることから取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続いて、2点目の人事評価制度導入について、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律、平成28年4月実施を受けてのうち、初めに能力本位の任用制度を確立目的とされ、採用、昇任、降任、転任の定義を明確化し、職員の人事評価の導入を求めています。厚岸町はどのように対応されますかについてであります。ご質問にあるとおり、地方公務員について、人事評価制度の導入等により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ること等を内容とする、地方公務員法及び地方独立行政法人等の一部を改正する法律が本年5月14日に公布されました。

この法律の施行については、当該公布日から起算して2年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行することとされ、平成28年4月1日からの施行が予定されているところであります。

また、既に国においては本法を公布日と同一に総務大臣から今回の改正の趣旨にのっとり、その施行に遺漏のないよう、格別の配慮を願うものの通知がされ、8月15日には、総務省自治行政局長から改正法の運用に当たっての留意事項等に関する地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に基づく技術的助言としての通知がされているところであります。

このようなことから、厚岸町においても早急に制度を策定し、平成27年度中の一部施行、平成28年4月1日からの本格的施行を目指してまいりたいと考えております。

次に、ア、対応される場合についてのうち、これまでの勤務評定と人事評価の相違はについてであります。勤務評定については改正前の地方公務員法第15条職員の任用はこの法律の定めるところにより、受験成績、勤務成績、その他の能力の実証に基づいて

行わなければならないとの規定を受け、同法第40条勤務成績の評定の第1項任命権者は職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとの規定を根拠としております。

一方、人事評価については、改正後の地方公務員法の同じく第15条任用の根本基準の規定で、勤務成績が人事評価に改められたことを受け、新たに同法の第3節に加えられた人事評価の規定が根拠となります。

この3節では、次のご質問にある人事評価の根本基準や人事評価の実施、人事評価に基づく措置などが規定されております。

また、その他の相違点としては、国家公務員の人事評価制度を例にすると、これまでの勤務評定制度においては、被評価者からは評価項目が不明瞭、評価者からは一方的に評価される、評価内容が知らされないといった指摘が、評価者からはどのように評価すべきなのか不明といった指摘があったほか、人事管理に十分に活用されず、採用試験や年次等を過度に重視した任用、勤務成績ではなく、持ち回りの特別昇給、勤務成績が悪くても降任、免職などの分限処分がなされないといった問題点もあったとのことであります。

これら、人事評価制度では、被評価者から見ると上司、部下のコミュニケーションの機会として面談が実施され、面談を通じて業務目標が明確される、評価項目、評価基準があらかじめ明示される、評価結果は原則、本人に開示され、指導助言が受けられるとのことであり、評価者から見ると職務行動として顕在化した能力や客観的な成果を評価できるとのことであります。

また、このことを加え、上司と部下の評価結果の共有化により、人事評価に基づく任用、給与が可能となることや、勤務成績が悪い者は免職などの分限処分の契機となり、職員の適切な能力開発が可能となるといったメリットがあるとのことであります。

次にイ、人事評価の根本基準はについてであります。人事評価の根本基準は改正後の地方公務員法第23条第1項に規定される、職員の人事評価は公正に行わなければならないことと、第2項に規定される任命権者は人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用するものとするとの二つであります。

次にウ、人事評価の実施に当たり、任命権者は定期的に行われると思うが、人事評価の概要とその基準はどのようになりますかについてであります。前段で申し上げたとおり、まだ町としての制度案ができていないため、ここでは既に人事評価を実施している国家公務員や先進自治体の例を参考に答弁をさせていただきます。

人事評価制度の概要については、人事評価は能力評価と業績評価の二つによって行われます。

ここで言う、能力評価とは職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力の評価であって、職制上の段階及び職務の種類に応じて町長が定める職制上、発揮することが求められる能力、いわゆる標準職務遂行能力に照らし、職員が実際に職務上とった行動が、それに該当するかどうかを評価するもので、一般的には5段階評価を用い、評価は年に1回、評価期間は毎年、10月1日から翌年5月30日までの間で行われております。

一方、業績評価では、職員がその職務を遂行するに当たり、上げた業績の評価であって、職員が果たすべき役割を目標として期首に設定した上で、その果たした程度を評価

するもので、一般的にはこれも5段階評価を用い、評価は年に2回、評価期間は毎年10月1日から、翌年3月31日までの間と、翌4月1日から9月30日までの間で行われております。

なお、人事評価は適材適所の人事配置、人材育成、業務改善等に活用するため、他の職員との比較ではなく、評価項目や設定された目標に照らして、職員一人一人の職務遂行能力や勤務実績をできる限り客観的に把握し、適切に評価する仕組みとする必要があることから、絶対評価により行うこととされております。

また、その基準については、ただいま申し上げたとおり、能力評価においては標準職務遂行能力が業績評価においては期首に設定した目標の達成度が基準になるものと考えております。

次にエ、人事評価の実施に当たり、それに関する人事委員会等は設置されますかについてであります。ご質問にある人事委員会については、地方公務員法第7条第1項の規定により、都道府県及び政令で規定する人口50万人以上の市並びに同条第2項の規定により、人口15万人以上の市及び特別区に置かれているものであり、制度の実施に当たって厚岸町に人事委員会を置くものではありません。

しかし、先進自治体では、制度の実施に当たり人事評価制度の円滑な運用や公務能率の向上のために必要な連絡調整を行うため、連絡調整会議を設けている例が多いことから、町としてもこのような例に倣い、同様の会議を設置しなければならないものと考えております。

次にオ、人事評価制度導入により、当町の論功行賞を廃止し、恣意的な人事がなくなるなど、人事異動がより公平となり、脳裏や実績に基づく人事管理の徹底を図るとなっていますが、町長の所見を伺います。私としてはこれまでの昇任や異動などの人事において、職員の労の力や実績さには行動、公平な目で評価をして行ってきたところでありますが、この制度が適切かつ有効に運用できることによって、より適切な人事管理ができるものと考えております。

ただし、それにはこの制度の運用に当たっては重要な役割を占める評価者の能力、人を評価する力が問われることとなります。

前段で申し上げた人事評価の根本基準にある職員の評価は構成に行わなければならないことを十分に踏まえ、今後の制度設計運用に当たってまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 昼食のため、休憩いたします。

再開は、13時、午後1時といたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

9番、南谷議員の一般質問再質問から初めます。



持ち時間は36分30秒です。

9番、南谷議員。

●南谷議員 再質問を行わせていただきます。

1点目の厚岸霊園についてでございます。計画について再度、取り組んでいただけると、検討するということでございますし、車道の整備や駐車スペースについても検討を行うことができることから取り進めていきたいと、検討をされて止まってしまっただけでは困るのですよね。取り進めていただきたいというふうに考えているということでございますが、ぜひ利用者に優しい、高齢者にも優しい、入り口も開放して、むしろオープンにしていただければなと存じます、

計画を検討される段階で無縁物故者の立派な碑がございます。私も二、三回、この質問に当たって現地、調査を行ってまいりました。非常に整備もきちんとされているし、利用者の皆さんも協力を得ながらきちんと整備をしているなど実感してまいりました。管理状態が非常に行き届いているというふうに理解をさせていただきました。

ただ、今日、私が思うには整備計画、これは実現していただけるかどうかは別として、せっかくその霊園、これから大きなものでなくて、片側の空いてる部分の充実整備というのはやはり将来に向けて今すぐは区画整理をする必要は僕は当面ないと思うのです。

ですけれども、できるものであれば僕は風光明媚なこの厚岸町に、世相が今こういうご時世でございますから、厚岸の地に埋葬していただきたいという人が希望を持てるような、そういう合同葬みたいなものも設置するのも一考かなと、こういうことも含めて検討の段階でしていただければ、そのことによって厚岸町に行き来していただける人、将来もそういう利用方法も一考かなと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） お答えいたします。

まず、計画検討の中では車道整備等の検討でございますけれども、当然、霊園は先祖を偲ぶ静粛な場でございます。これらの空間を保持しつつ、利用者の利便性、さらには車が入るということでございますので、安全性を考えた中で検討をさせていただきます。動線上、アプローチも考えた中でできることから、一気に整備部分、アスファルト等の整備ができないとしても、碎石敷き直し、そういうような整備が図れるか検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、将来計画の中で見直しを図っていく上で、議員おっしゃったような合同葬等々のお考えも当然、出てくるものだというふうに考えております。今後、この計画の見直しの中で十分、調査を含めまして検討してまいりたいというふうに考えておりますのでご理解願います。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 2点目に参ります。

人事評価制度の導入についてお尋ねをさせていただきます。

大変、懇切丁寧なご答弁をいただきました、ありがとうございます。

再質問で聞こうかなというところも含めて答弁をしていただきました。二、三お伺いをさせていただきたいのですけれども、例えば任命権者の関係なのですけれども、町長は当然、町職員を、それから議長は議会事務局職員を、教育長は教育委員会の職員、農業委員会のほうは農業委員会の職員がというふうに、組織の構成上、私はなるのではないのかなと判断をしているのですが、議会事務局や教育委員会、農業委員会、これらについては小さい農業委員会などは非常に人数が少ないわけです。そういう部分も含めて、どのような任命権者、人事評価を誰がされるのか、この辺。

それから、厚岸町には企業会計もあります。病院、水道事業会計、これらの関係についてどのようになるのか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） お答えをさせていただきます。

教育委員会、町長部局を除いてはこのような小さな町ですと職員も少なくなります。既にこの人事評価制度を行っているところの町のお話ですと、やはりそこは最終的には副町長になるのだろうということでございます。

いずれも議会にしましても、農業委員会にしましても、監査委員にしましても、それぞれ常勤ではございませんので、評価となると副町長の意見が最終的なものとなるというふうに考えております。

それと病院、水道、これらにつきましては町長部局と同じになりますので、それらも町長、副町長、町長の評価ということになろうかと思えます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 次に参ります。

昇給制度、勤務手当の適正な評価をする観点からお尋ねをさせていただくのですが、先ほどの答弁で5段階制度の区分をとということも答弁にありました。

その中で、そうしますと評価上位者はますます意欲を持って活躍をしていただけるのかなというふうに捉えますし、しかし一方で最下位になった場合、降給や降格、今後の処分もあり得るわけでございますよね、当然。

やはり、人が人を判断していくということになりますと、諸刃の剣で非常に緊張感もあって、ある意味、本来この制度を導入するに当たっては決して、その役場の職員の皆さんにプレッシャーをかけるわけではなくて、むしろ意欲的に職務に邁進していただけるようにこの制度の設立の目的がなされると思うのです。

そういった意味では、この任命権者、町長がされるわけでございますが、私は一番懸念されるのは、私はこの人事評価制度、一般企業ではもう既に取り入れられているわけでございますし、町の職員とはいえ、やはり町民に役立つ職員、積極的にやっていただける、その評価をやはりきちんとした基準に基づいて、意欲を持って働いていただける、

そういう制度というのは私はむしろ取り入れるべきだなと考えている1人でございます。

そういう意味で、公平に邁進、取り進めていただくという、公平さという部分では非常に自治体の首長として、任命権者として町長の責務というものが非常に大きいものがあるかと思えます。

そういう意味では、改めて町長のこの人事制度導入に向けての新たな考え方、今までどおりにはいかないわけでございますから、その辺の心情というのですか、これからの取り組みに当たっての考えをお伺いをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

評価制度、28年4月1日から採用しようという考えでいるわけでありまして。これは法律で決まっていることでございますので、先ほどの答弁のとおりであります。

そこで、どういう方法になるのかと、評価者が、今はまだ煮詰めておりません。というのは、厚岸の場合は係長、それから課長補佐、課長、副町長、町長という職務があるわけでありまして。そういう点を考えますと、全体における部署における責任者は、評価者は課長であると私は思っております。

その上で、さらに副町長が全般的な評価をするということも考えられると、今のところですよ。これからいろいろと協議しますが、そして総体的な最後には町長という人事権を持つ者が責任を負わなければならないと、そのように考えているわけございまして、そういう意味におきましては、今後も質の高い行政を展開していくためには町民全体の奉仕者として使命感を持ち、政策立案能力、課長においては管理能力等にすぐれた幹部要員の採用、選抜、育成、所要システムを再構築する必要があると、そのように考えているわけございまして、今後、具体的になりましたらそういう点を踏まえながら28年に向かっての対応をしてみたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 さっきから聞いていますと当然なのです、組織ですから。当然、課長の上に副町長がいるわけございまして。

ですけれども、最終責任は私にあるのだということでは、私はまずいと思うのです。少なくとも、町長たる者はこの人事評価制度に対しての責任というのは全責任があるわけですし、任命権者は町長でございます。その町長が副町長に任せるよと、こういうことでは私はまずいと思うのです。

やはり、きちんとその辺は自からが公平性に期して、襟正してやっていくよと、こういうことでなければ私はならないと思うのです。やはり職員の皆さんが今まで以上にその緊張感を持ってむしろやっていただける、町民にもきちんとこういうことですよということを知らしめなければ私はならないと思うのです。

そういう責任において、やはり私は町長のそのお考えというものを改めお伺いをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをいたします。

そのようにお答えしたつもりです。係長、課長補佐、そして副町長がいる、町長がいるという立場、最終的には私の責任ですと、人事権のある町長が評価をしなければならないと、これは当然のことであると考えております。

●議長（音喜多議員） 以上で、9番、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2点について質問をいたします。

1点目は、医療介護総合法、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律の成立で、厚生労働省はガイドラインなどを示しておりますが、高齢者の医療介護の抑制、サービスの切り捨てが危惧されます。

その内容と具体化はどのようになっているのかお伺いいたします。

一つとして、病床の再編、削減が盛り込まれておりますが、患者、病院にどのような影響があるのかお示しをお願いします。

二つ目は、介護保険サービスの削減、切り捨てがさらに進むのではないかと危惧されます。

アとして、要支援者の訪問、通所介護の保険給付から、地域支援事業への置きかえは受給権の剥奪にならないか、地域支援事業はどのようなものをお考えおられるのかお伺いをいたします。

イとして、特別養護老人ホームへの入所、要介護3以上に限定することは、入所の権利を拒むものではないかと思っておりますが、どのように考えているかお伺いいたします。

ウとして、利用料の引き上げと補足給付の打ち切りは利用抑制になっていくことがあられると思っておりますが、これについてお伺いをいたします。

大きな二つ目として、教育委員会制度と学校図書館司書の配置についてであります。

地方教育行政法の改正で、厚岸町においても条例改正が行われると思っておりますが、今後の見通しはどうなっていくのかお伺いをいたします。

二つ目として、学校図書館法の改正で学校司書が法制化されましたが、現在、厚岸町の学校に有資格者はどのように配置されているかお伺いをいたしまして、私の1回目の質問といたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、谷口議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に

関する法律の成立で、厚生労働省はガイドライン案などを示しているが、高齢者の医療、介護の抑制、サービスの切り捨てが危惧される、その内容と具体化はどのようになるのかについてのうち、初めに病床の再編、削減が盛り込まれているが、患者、病院にどのような影響があるのかについてであります。医療分野に関しては、このたびのいわゆる医療介護総合確保推進法等の制定を受けて、現在の医療法に基づく医療計画を都道府県ごとに見直すこととされております。

具体的には、病院と有床診療所ごとに病床機能報告制度が新たに義務化されたこととあわせ、現在の病床機能のうち、一般病床と療養病床の2区分から、高度急性期機能病床、急性期機能病床、回復期機能病床、慢性期機能病床の4区分にそれぞれ細分化し、医療機関は自主的にどの機能を有するかを選択することとなります。

また、都道府県にあっては、これらの細分化した病床の利用状況を踏まえ、中長期的な地域利用構想を策定するとしております。

この地域医療構想の策定に当たっては、国が定めるガイドラインに基づいて都道府県が定めることとなりますが、現在、このガイドラインが策定中のため、内容は明らかになっておりません。

現時点では、このような状況であります。町立厚岸病院に関しては1次医療圏としても厚岸町内で有一、入院病床を有する医療機関であることから、初期救急を含め、急性期から慢性期までのさまざまな段階の患者を受け入れ、平成24年度からは病棟、病床数の見直しも、既に実施済みであり、現在のところ運営方針や形態の変更は考えておりませんので、利用される患者さんへの影響はないと考えております。

そうしたことから、病院としても病床の再編といった影響はよくないものと考えておりますが、釧路管内を圏域とする第2次医療圏や釧路、根室を圏域とする第3次医療圏のあり方については、今後も注視していく必要があると考えております。

次に、介護保険サービスの削減、切り捨てがさらに進むものではないかと危惧されるについてのうち、初めに要支援者の訪問、通所介護の保険給付から、地域支援事業への移行は受給権の剥奪にならないのか、地域支援事業はどのようなものを考えられておられるのかについてであります。このたびの介護保険制度の改正では給付事業である要支援者の訪問介護及び通所介護を平成29年度までに市町村事業である地域支援事業に移行されることになっております。

この地域支援事業では、市町村が地域の実績によりボランティアなどを活用した住民主体の多様なサービスの事業を組み立てるものとしておりますが、加えて北海道から指定を受けている介護保険事業者が利用者に対し、これまでと同じようにサービスを提供できる訪問介護、通所介護相当の事業を実施することができることや、人員基準や設置基準を緩和した基準により行う事業として設定することが可能としております。

厚岸町内では、各介護保険事業者が予防給付事業においてもサービスの実施に努めていただいておりますので、地域支援事業にこの介護保険事業者が受け皿となっていただき、訪問介護、通所介護相当の事業を設定することで、これまでと同様に専門職がサービスを提供できるよう利用料の設定や報酬の設定など、関係例規を含め整備を進めていきたいと考えております。

また、ボランティア等が行う多様なサービスについても検討していく必要があると考

えております。

また、厚岸町での高齢者施策では要支援、要介護以外の方の通所介護や訪問介護、車いすの方の外出支援事業、独居高齢者等の救急通報システムや訪問給食などを実施して、これらを整理し移行できるものは平成29年度までに地域支援事業におけるその他の生活支援事業に再編したいと考えております。

次に、特別養護老人ホームへの入所、要介護3以上に限定することは、入所の権利を奪うものではないかについてであります。特別養護老人ホームへの入所は、現在、要介護1以上の方が対象となっておりますが、制度の改正により原則入所対象者を要介護3以上としています。

なお、要介護1及び要介護2の方は、必ずしも入所申請ができないわけではなく、要件を満たす場合に特例入所とする扱いとなるものであります。

この特例入所の要件は、現在、国の指針案を示されており、認知度、知的障害、精神障害等により、在宅生活が困難な状態であるか、家族等による虐待が疑われるか、家族や地域における生活支援の供給が不十分で在宅生活が困難な状態であるかといった要件としており、在宅生活が困難な状態にある場合に特例入所を適用できることとなっております。

次に、利用料の引き上げと補足給付の打ち切りは利用抑制にならないかについてであります。利用料の引き上げは平成27年8月からサービスを利用した場合に、合計所得金額160万円以上の方の利用負担割合がこれまでの1割負担から2割負担となるというものであります。

また、補足給付は自己負担となる施設入所や短期入所における食費、居住費について減額認定された低所得者の方の負担上限額以上の額を給付するもので、現在は生活保護や住民税非課税の方を対象としております。

平成27年8月からは、非課税であっても預貯金、配偶者の課税状況、非課税年金も減額認定に反映することになります。

これらの利用負担の見直しによる影響ですが、2割負担については高額介護給付費により対象となる方の負担上限で月額4万4,400円以上とはならないものであり、補足給付では国が示している案で、例えば対象外となる預貯金金額は1,000万円以上の方、夫婦世帯では2,000万円以上の方といった基準となるもので、現在、対象となっている方の預貯金金額は把握できませんが、影響はごく少ないものと考えられ、直ちに利用の抑制につながるということにはならないと考えております。

続いて、2点目の教育委員会制度と学校図書館司書の配置についてのうち、初めに地方教育行政法の改正で、厚岸町においても条例改正が行われるのか、今後の見通しはどのようなになるのかについてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されることになり、教育長が一般職から特別職に変更になるとともに、教育委員会委員長職の廃止及び新教育長の職務の変更がされることから、厚岸町職員定数条例、厚岸町議会委員会条例及び厚岸町特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例について、所要の改正が必要となります。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第8条

の教育公務員特例法の一部改正により、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件について他の一般職の職員とは別個の条例で定めることを規定していた第16条が削除されることから、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例、特別職の職員の給与に関する条例及び職務に専念する義務の特例に関する条例についても所要の改正が必要となります。

町としては、これらの条例案を平成27年町議会第1回定例会に提出する予定で準備を進めているところでありますが、これらの条例の運用、いわゆる実際の施行については地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第2条第1項で規定している経過措置により、現教育長の教育委員会委員としての任期が満了する平成28年10月27日、または当該任期満了日前に現教育長が何らかの理由により欠けることとなった日の翌日からとなります。

なお、このほか町長が新たに設置する総合教育会議と新たに策定する教育の振興に関する施策の大綱に関する既存条例の改正や、新規条例の制定については必要ないものと考えています。

次の学習図書館司書の配置に関するご質問については、議長からお話がありましたとおり、教育委員会の管理課長からお答えをいたします。

●議長（音喜多議員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 私からは、(2)の学校図書館法の改正で学校司書が法制化されたが、現在、厚岸町の学校に有資格者はどのように配置されているのかについてお答えいたします。

学校図書館法の一部を改正する法律が平成26年法律第93号として公布され、平成27年4月1日から施行されることになりました。

主な改正内容は、司書教諭のほか、もっぱら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書と位置づけ、学校に置くよう努めること、国及び地方公共団体は学校司書の資質の向上を図るため、研修などの実施に努めること、国はこの法律が施行された後、速やかに新法の施行状況を把握し、学校司書の資格や要請のあり方について検討し、その結果に基づいて必要な方策をとることとなっています。

現在、厚岸町において学校司書が配置されている町立学校はございませんが、このたびの法改正はまず学校司書を法的に位置づけることを第一歩とし、今後の学校教育の充実を図る内容となっておりますことをご理解いただけますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、町長からご答弁いただいたのですが、非常にたくさん法律が議員との日本のあれで改正したということで、非常に私たちは難しい内容がたくさんあるのですが、やはりこの町に住んでいることが本当に安心して住める町だということが保障されるような法律改正が行われたのかどうなのかということが一番心配になることだというふうに思うのです。

今、町長からずっと説明をいただきましたけれども、医療にしても福祉にしてもガイ

ドラインを示している、非常に上からの指導が強まる、そういう内容になっていると思うのです。町が独自に判断をして、そういう中で厚岸の町立病院をこういうふう運営したいのだといっても、北海道が道内でどういう医療圏、あるいは病院を運営、どの地域にどういう病院を設置、運営するのかという強い権限を持っている、そして町立病院が例えばこういう病院経営をしたいということに対して、それを厳しくチェックをして、それをきちんと報告しなければペナルティーも科すというような内容が今回のこの総合法の内容の一つではないのかというふうに思うのですけれども、この医療の問題についてはそういうふうに考えていいのか、それとも非常にまだまだ柔軟性があるのか、そういう内容になっているというふうに考えていいのか、ちょっと見解を示していただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 町立病院事務長。

●病院事務次長（星川事務次長） 私のほうから医療分野に関してのご質問にお答えしたいと思います。

まず、このたびの法律の整備に当たっては、今、国が示しておりますガイドライン、これが今、策定中でありまして、昨今の情報の中でも検討会が縷々行われているというような情報になっております。

この検討会の中でも、議員がおっしゃったようなそういった医療の確保に対しての質問がいろいろと委員の中から出ておりまして、国においてはこういったものを全部踏まえた中で医療を国民の皆さんに提供できるというようなスタイルの中でガイドラインを示すというふうなことを今、厚生労働省の中では検討されているというふうな中身になってございます。

また、今回のこのガイドラインの策定に当たっては、そういった背景を踏まえて、各都道府県が地域医療構想というビジョンを策定するわけでありまして、この中身につきましては先ほど、町長のほうの答弁からもあったとおり、病院の分野に関しては病床の再編というのが基本的な流れになってございます。

その中で、今の一般病棟と療養病棟、これを4病棟にそれぞれ機能を分割しますよということでありまして、これらが流れ的にはこういった情報を各病院が都道府県に報告した後に、そういったものを全て集約して、各都道府県がそれらの機能がどのような状況にあるのかというようなことを全体像をつかまえた中で、地域に医療圏のほうにまたフィードバックしていくというような流れになっておりますので、基本的には1次医療圏であります町立病院につきましては、影響のほうはほぼ受けないだろうというふうに思っております。

これはやはり、厚岸町唯一の医療機関ということもありますので、そういった部分まで言及されたものにはならないのかなというふうには思っておりますけれども、問題といたしましては医療圏として持っている釧路圏、または釧路・根室圏の第3次の医療圏という部分につきましては、それぞれの医療圏ごとの状況というものを踏まえますので、その部分については若干の影響が出てくるのかなというふうには思っておりますけれども、いずれにしても現在、国が検討会のほうでもんでおりますので、その状況を踏まえ



た中でなるのかなということで私のほうでは今のところ押さえている状況にあります。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 これからなのですね、言ってみれば。

ただ、そうは言っても、そういうガイドラインが今、示されていますし、そういう中で各都道府県がどういう状況にあるのかということで、結果的には医療機関ごとに今、どういうことになっているのかということで、レセプトの情報だとか、各病院の病棟ごとの医療内容、それから病床の稼働率だとか、そういうものを今、調べて、その上できちんとした方針を出そうということなのですけれども、やはり一番問題なのは、今、町長の1回目の答弁にありましたけれども、非常に地域の1次医療としての役割を果たしているし、あるいは慢性期だとか、そういう方々の病院として、言ってみれば非常に緊急を要するのから、そういう治療の長くなる、そういうものまで含めてきちんと対応をしなければならないのは、町立病院ではないのかなというふうに思うのです。

それも、何か決められた枠にはめなければならないということで、どんどん切り捨てが起こってきて、非常に利用しづらい病院になってしまうというようなことがあっては困るし、あるいは緊急のときのそういう対応ができなくなる、そういう病院にならないような体制をきちんととっていただきたいというふうに思うのですが、これについてはただ上からの方針を受け入れればいいのか、それともきちんとここに問題がありますよということを指摘をしていくということが大事ではないのかなというふうに私は考えるのですけれども、そのあたりの見解はどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 病院事務長。

●病院事務次長（星川事務次長） ただいまの質問でございますけれども、まず、基本的な町立病院の病院のあり方の部分につきましては、議員おっしゃったとおり、今のこの法律の中では全体像の中ではそういった病床の削減ですとか、再編といったものが今、国のほうではなっているというような、背景としては状況になっております。

しかしながら、今回のこの府県が定めるビジョンの中には各地元の意見を全て盛り込んだ中で、その地域として必要と思われる医療を提供するというのが基本的になってございますので、そこら辺については町立病院としても第1次医療圏という中にありますので、そういったものは影響的にはわずかになるのかなというふうに思っております。

ただ、議員おっしゃるとおり、病床の利用率、これにつきましては幾ら町立病院で病床が何ぼあって、病床利用率が30%、40%、低い状況になるといった場合においては国、もしくは都道府県のほうにおいて、それは過剰でないのかというような部分が出てくるかもしれません。

ただ、いずれにしましても、この地域における医療が救急も含めて、慢性期の部分も含めて、全体を通してどういった状況にあるのかというのが非常に問われるわけでございまして、これをもとに都道府県ごとにビジョンをつくるというような大前提になってございますので、そういった部分には影響的には少ないのかなというふうに思ってお

りますし、町立病院としても医師体制を含めて、そういったものを整備しながら地域の医療機関として責任を全うしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い致します。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 くれぐれもやはり地域の人たちが不安を持つような再編が行われてしまったということになったら困ると思うのです。

今の町長の答弁では、ほとんど変わりなくやっていきますよというようなことしか書いてないのです。けれど、その裏側にあるのも、やはり指摘をして、町長はその辺はぬかりなくやっていただけるのではないのかなというふうに思うのですけれども、言うべきことはきちんとするような、そういうことをしていただかなければ、黙っていると何もなくていってしまうという懸念が私は非常に強く持っていますので、よろしくお願いしたいということで、次に介護保険の問題です。

年金は何か昔、100年は安心だというようなことを言われていたのですけれども、それもちょっと怪しくなっているのですが、介護保険はやはり発足当初の目標、目的、そういうものからだんだん今、外れてきているのです。それで何か少子高齢化という言葉につながって、つい最近子どもを生まない女の人が悪いみたいな言い方をする大臣まであらわれるというような状況になっているのですけれども、介護保険はやはり高齢者にとって、その地域で安心して暮らせる非常に大事な制度なのです。

この制度がだんだんゆがめられてきて、結果的に介護サービス外しとか、そういうことがどんどん今、進められてきているのが今日の状況ではないのかなというふうに思うのです。

そういう中で、今回、特に言われているのは介護保険のサービスの切り捨て、要支援者を介護サービスから外していくと、それから特別養護老人ホームは原則、要介護3以上と、それから一定の収入ある人には今度2割負担をしていただこう、低所得者でも今度は一定の負担をしていただこうというようなことが盛り込まれていて、非常に団塊の世代が85歳に向かう2025年、ここに向かって介護の抑制を迫ってくるというような状況に今、法改正ではそれが強く盛り込まれているわけです。

それで、この要支援者の地域支援への事業への置きかえということが言われているのですけれども、今後、この新しい地域支援事業にもしなっていくとすると、実際、今まで介護サービスを受けていた人がここに要支援の認定者が133人いると、1号、2号で合わせて、そのうちのどのぐらいの人が実際にサービスから移行しなければならないのか、これ全部が移るというものでもないと思うのです。実際、どのあたりが今、厚岸で133人のうち、通所だとか、そういうサービスを実際、ヘルパーも含めて、ホームヘルプも含めて利用されているのか、その辺はどういうふうになっているのか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えしたいと思います。

おっしゃるように介護保険制度につきましては、介護を必要とする方、高齢者を社会全体で支援するための保険制度ということになっております。

今、ご質問のありました要支援の方がどのぐらいの影響があるのかということですが、今回の改正におきましては介護予防給付、要支援1、2の方になりますけれども、そのうちの訪問介護と通所介護、これらが新しい地域支援事業に移行するという形になってございます。

今、おっしゃったどれぐらい利用しているかといいますと、お配りをしております資料の1ページ目に居宅サービスの中で訪問介護が今、要支援1、17名、要支援2で14名の計31名となっております。これらが訪問介護でございます。

通所介護でございますけれども、中ほどにございますが通所介護の部分でいきますと要支援1が14名、要支援2が17名の計31名、あと通所リハビリでございますけれども、これが要支援1が8名の要支援2が12名、計20名。

短期入所でございますけれども、これにつきましては要支援の方が1名となっております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 結果的にこの今、言われたのは、これは今後も利用でき得るのか、それとも地域の事業のほうに移行されるのか、そのあたりはどういうふうに考えていますか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 今回の改正につきましては要支援者の多様な生活支援のニーズに対して相互事業によりまして多様なサービスを提供していくというような内容になっておりまして、今後については市町村がその事業を定めるというふうになっております。

サービスを累計化して、いろいろな形でやっていくと、その中で考えられるのが訪問でいいますと、今、現行の訪問介護の相当という形でそのままの形で利用いただくと、専門員、専門員というかヘルパーさんがついて行っていると、そういう形の事業と、答弁の中でもお話ししてはございますけれども、ボランティア等を使って行うような事業というような形になってございますけれども、厚岸町におきましてはご承知のようにそういうボランティア制度というか、受け皿がございませんので、今現在は今の事業所さんにそのままの形で事業を引き継いでいただくという形になろうかなというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ただ、これは厚生労働省が資料として公開しているのですよね。それで、この一番最後のページに介護予防、日常生活支援総合事業、新しい総合事業の構成ということで、介護給付については要介護1から5は今までと同じだということ、介護予防給

付事業要支援 1、2、これについては訪問介護福祉用具等、それから訪問介護通所介護、これについては介護予防給付として引き続きやるのと、新しい介護予防日常生活支援総合事業、要するに地域の地域支援事業に振り分けるのと二つになっていくわけですね。

そうすると、実際、今まで地域でやっていた事業、今までもやっていた、厚岸町が独自にやっていた支援事業と、今度は要支援の人たちが含めてどうなっていくのかということになると思うのです。

そのあたりは厚岸ではどういうふうになっていくのか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 町長のご答弁にもありましたとおり、基本的には今の企業はある程度そのまま継続してやっていけるように考えてございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そうすると、法律は変わったけれども何とか厚岸町の場合は今まで町のやってきたことは継続すると、ただ、とは言ってもやはり法律でここまでこうしなさいというものができてくるわけですから、結果的には要支援の人たちが今までどおりの介護サービスとして、保険を使った、介護保険を使ったサービスを受けられなく、事業は別な事業でやるけれども、介護保険を使った事業から外されるという心配はないのか、そのあたりはどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 心配されるとおり、今現在の介護予防給付の部分から外れる形になりますから、介護保険の適用ではなくなると。ですけれども、町独自の今、いろいろな事業があります。この中で、移行しながら対応していけると、その部分については利用については支障ない形で移行できるのではないかとこのように考えてございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 結果的には、ただ保険を適用するのと、適用されないのでは負担が、利用者の負担は変わってきますよね。

そうすると、結果的には利用できなく人がたくさん出る恐れがあるということを私は非常に心配するのです。

厚岸町は以前からそういう事業をやっていますから、そういう施設もつくっているし、ところがそっちへ移ればいいのだと、単純に受け皿はありますよと、だけれども今の年金だとか、そういう暮らしぶりを見ていくと、非常にそういう施設利用だとか、サービス利用ができなくなるという恐れがあります。そのあたりについては、やはりもう少し

きちんとつかまえながらやっていただきたいなというふうに思います。

次に移りますけれども、特別養護老人ホームの問題ですけれども、原則3以上というふうになっていますけれども、町長の答弁にもありましたけれども、さまざまな事情がある場合、虐待だとか、そういう問題がある場合に入所を認めるというようなことになっていますよね。

ところが、現実的には厚岸、今、入所しているを見ますと、大体3以上の人しか入所されていませんよね。それで1、2の人が15人いるのですけれども、入所されていない。それで、結果的に今、地域の中でどう見守るのかと、それも今回の法改正で随分言われていますよね、地域に相当、何かこの後、恐ろしくなるような仕事がおりにくるのかなと、見守りだとかそういうのが、そうするとそれはそれでまた地域としても大変なことになるのですけれども、実際、自分が例えば認知症だとか、そういう人たちはひとり暮らししている人は特に自分がどういう状況にあるのか、どんな状態にあるのかをきちんと把握できない人もたくさんいるわけです。

そうすると、周りの人があのサービス、このサービスを使えるのに本人がうんと言ってくれないというようなことも出てくるのですけれども、そういう人たちを間違いなく介護施設、あるいは介護サービスの中に組み込んでいくというようなことをやっていかなければだめではないのかなと。

今回の法律改正を見ると何とか網にかからない人をふやそうと、そして今までサービスを受けていた人もなるべく自立したり、施設から出ていってもら、あるいは病院から出ていってもら、サービスを減らすというようなことがさまざま目論まれているのですけれども、そういうことが厚岸町の施設で起こってはやはり困ると思うのです。そのあたりはどのようなふうに考えていますか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

今のご心配されている部分でございますけれども、先ほど町長の答弁の中でも4点ほど要介護1及び2で入れると、特例入所のお話をさせていただきましたけれども、その特例入所の手続きでございますけれども、入所の判断自体は現行どおり施設となっております。

ですけれども、判定の手続きにおいては市町村の適切な関与が必要だということで、市長町はその特例入所の妥当性ですとか、必要性、そういうものを意見できるということに今のところ指針のほう、案のほうではなっております。

ですから、施設のほうでこの人は入れないとか、ではなくて例えばおっしゃったように地域で見守りが必要だと、だけど見る人がいないとなったときには地域包括支援センターのほうでそういう情報をつかまえながら、そういうことが、入所が必要だとなった場合においては、そういうことも特例入所というような形も場合によってはあるかなというふうには考えてございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 こればかりやっていたら時間がありませんので、もう少し質問したかったのですが、次は次の機会にして、次に教育委員会制度についてお尋ねをしたいのです。

教育委員会制度は、この戦前の時代の教育の反省の上に立って、やはり教育の中で非常にいろいろな問題が生じたということで、教育委員会をきちんと独立した、そういう機関として戦後発足してきて、一時は教育委員も公選制の時代があったのですね、それがいつの間にか、その公選制がなくなって、いつの間にかという言い方も変ですが、今は違う方法で教育委員を選ぶと、そして教育委員の中から教育委員長を選び、そして教育長を選ぶというような仕組みになっているのですけれども、それが今度は新しい法律では教育委員長はなくして、教育長を自治体の首長が選任をするというように変わるので、私はやはり教育の独立性というか、そういうものをやはりきちんと守っていただくような方策が続いていくことが望ましいと思うのです。

戦前、戦争に子供たちをかり出して、非常にその後、苦悩した先生方がたくさんいるというふうに聞いております。ですから、私たちが小学校にいたころは当時、先生を戦前に先生をしていた人が非常に少なかったということもあって、私はいなかの学校ですから余計そうなのかもしれませんが、8割ぐらいが教員資格のない、そういう先生に私は学校で勉強を習ってきました。その先生方も苦勞しながらスクリーングだとか、そういうものをやりながら教員の資格を取って、その後も先生続けられておりましたけれども、そういうことに教育に行政が強くかかわっていくようなことがあり過ぎると、私は非常にまた教育が変更されてしまっても私は困ると思うのです。

そのあたりについては町長はどういうふうに考えているか、もう一度、答弁をいただきます。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今回、厚岸町は人気がありますので対象にならないわけですが、しかしながら全国的な教育委員会の改正でありますのでお答えをさせていただきたいと思っております。

私も当初は谷口議員と同じような考えを持って、かつては堀議員からも教育委員のあり方についてご質問がございました。その節にも私の考え方を申し上げていたわけでありまして、

しかしながら、今回は新教育長制度が設置をされることに相成ったわけでありまして、私といたしましては、これに基づいてやはり厚岸の子供方が将来へ立派に育つよう、この制度を守っていかなければならないと、そういう気持ちになっております。

しかしながら、戦後のような教育制度のあり方、これは当然、私も反対であります。確かに、今までと違いまして首長の権限が教育行政に対しての力が大きくなることは事実であります、やはり何と言いましても教育委員会のあり方は変わるわけではございません。ただ、教育委員長がなくなる、そして新教育長は町長が提案をし、議会で議決をいただくということでございますので、私といたしましては教育委員会との連携を図りながら民主主義的教育を目指し、これからも新制度に向かってしっかりとやっていかなければならない、そのように考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 学校司書なのですが、学校図書館法でしたか、そこには司書教諭を配置しなければならないというふうになっているのですけれども、実際、これがきちんと進んでいないと。それと、ただ司書教諭の資格を持った先生がいるにもかかわらず、担任だとか、そういうものを持っていることから、その仕事に専念することができないということもありまして、その学校図書館の利用にきちんと対応できるようにしていただきたいということもあって、その学校司書というものを位置づけたと、法律的に。

この辺についてはやはり、あれは11学級でしたか、その司書教諭の配置基準は、そのあたりが満たされない学校は置かなくてもいいということになっています。そうではやはり私は困ると思うので、司書教諭、あるいは学校司書が今後、厚岸町でどういう役割を果たすようにすべきなのか、その計画をきちんとつくっていくべきではないのかなというふうに考えますけれども、それについてお伺いいたします。

●議長（音喜多議員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） ただいまご質問ございました司書教諭の図書司書の関係といますか、司書教諭のほう、学校図書館法の規定に基づき、12学級以上の学校には必ず置くことというふうな規定がされております。

厚岸町においては現在、その規定に基づいて配置されている学校は真龍小学校1校だけというふうになっています。

今回の法改正の付帯決議の中でも11学級以下の学校についての司書教諭の配置を進めるよう検討せよという付帯決議がございました。それは今後の議論の中で進んでいくものかとは思いますが、それ以外の学校にも当然、学校図書館ございます。その中で、司書教諭が配置されていても十分に機能していない状況の中で、学校司書を配置していく、これにつきましてはやはり人間を配置していくわけですから、計画によっては当然のごとくかかるものが人件費であるとは、人の配置であるとか、やはり図書司書という専門性を持った職員になりますので、専門性を持った人材を充てなければならないと、そういう部分もさまざまな検討課題も出てきます。

ただ、今回、この中に明文化された規定として埋め込まれましたので、釧路管内において学校司書を配置している学校は今のところございませんけれども、北海道もかなり配置基準が低うございますけれども、いずれにしても教育長9月の定例会の中でも情報館を核にした図書教育、図書館を活用した学校教育の充実とお答えしておりますので、その部分については今後さらに検討されて前へ進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

以上で、10番、谷口議員の一般質問を終わります。

次に、6番、堀議員の一般質問を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 私は、本定例会に対し2点について質問いたします。

1点目は、土砂災害から生命、財産を守るためにであります。

気象庁が発表する大雨や洪水などに関する警報や注意報は災害の恐れがある場合において発表されるものと考えますが、それだけでは近年の局地的集中豪雨に対する土砂災害から生命、財産を守ることは不十分と思われま。

とりわけ、厚岸町においては背後に山頂を抱える集落が点在し、気象庁の太田観測所からも距離的に離れていることから、それらの集落で局地的集中豪雨が発生したとしても、その情報収集や警報等の発表に至るまでには時間を要し、その分だけ住民の生命、財産が危険にさらされる度合いが高くなると思ひます。

このことから、住民の生命、財産を守るために次のことを質問します。

ア、背後に山頂を抱える床潭、末広、筑紫恋、上尾幌地区に気象観測施設を設置し、遠隔監視のもと、いち早く避難準備情報などが出せるようにすべきと思うかどうかであります。

イ、町内地域別に気象庁が定めている大雨注意報土壌雨量取水基準70よりも低い基準を設け、土砂災害の危険性を少しでも早く住民に周知できるようにすべきと考えるかどうかであります。

大きな二つ目は、地域防犯力の向上のためにあります。

刑法犯罪は、新聞やニュースで報道されないときはなく、近隣市町においても灯油窃盗事件が頻発し、その犯人もいまだ逮捕に至ったとの情報はなく、その手口の巧妙化が懸念されております。

厚岸警察書管内の刑法犯罪発生件数は、厚岸警察署の努力もあって刑法犯罪減少してきているものと思ひますが、巧妙化する刑法犯罪に対応するためには地域の防犯力の強化が不可欠と考へ、次のことを質問します。

ア、子供たちの安全確保を目的として、学校周辺に防犯カメラを設置してはどうか。

イ、商店街や地域コミュニティーに防犯力を向上させるため、防犯カメラ設置助成事業を創設し、防犯カメラの設置奨励をしてはどうかをお聞きします。

ウ、イの防犯カメラ設置助成事業は、他県では市町村助成に加え県費助成を行っているところもあります。北海道に対し、道費助成事業の創設を強く働きかけ、北海道全体での防犯力向上を目指すべきと考へるかどうかをお聞きします。

以上であります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番、堀議員のご質問にお答えいたします。

1点目の土砂災害から生命、財産を守るためにについてのうち、初めに背後に山地を抱える床潭、末広、筑紫恋、上尾幌地区に気象観測施設雨量計を設置し、遠隔監視のもと、いち早く避難準備情報などが出せるようすべきと思うがどうかについてであります。現在、町内には気象庁の雨量計が太田、北海道の雨量計が尾幌の尾幌川開籠橋付近、奔渡の子野日公園



駐車場付近、苫多の公民館分館付近にそれぞれ設置されております。

また、これらの雨量計の数値は、国土交通省の川の防災情報のホームページで確認することができるようになっており、本町も気象警報が発表された際は常時、この情報を確認しながら対応に当たっております。

ご質問の床潭ほか、各地区への雨量計の設置についてであります。現在、町内4カ所に設置されている雨量計で、これらの地区の状況を補完できることから、現状での不足はないものと考えますし、遠隔監視機能を持たせた雨量計の設置にかかわる費用も多額であることを加えますと、町単独によるこれら地区への設置の必要は低いものと考えておりますので、ご理解願います。

次に、町内地域別に気象庁が定めている大雨注意報土壌雨量指数基準70よりも低い基準を設け、土砂災害の危険性を少しでも早く周知できるようにすべき考えるがどうかについてあります。釧路地方気象台に聞いたところ、この土壌雨量指数基準については、厚岸町内の地域を1キロメートル四方のメッシュで区分し、それを地域メッシュコードとして、そのメッシュごとに過去のデータなどをもとに指数を算出した上、その中で最初の70という数値を厚岸町における大雨注意報の土壌雨量指数基準として定めたものであり、この数値をむやみに下げることにより、逆に住民に混乱や不安を与える恐れがあることから、この基準を変更することはできないとのことであり、ご理解願います。

なお、本町では雨量計と同様、気象災害の恐れがある際には、北海道の土砂災害警戒情報システムや気象庁の防災情報提供システムで、これら必要な数値などを常時確認して対応に当たっているとおり、今後ともこれらのシステムなどを有効に活用しながら、より迅速な災害情報の伝達に努めてまいります。

続いて、2点目の地域防犯力の向上のためについてのうち、初めに子供たちの安全確保を目的として、学校周辺に防犯カメラを設置してはどうかについてであります。近年、地域を問わず子供の誘拐事件などが増加傾向にあり、尊い命が奪われるケースもあり、子供の安全確保に向け学校、地域、警察との連携により、不審者情報の提供やパトロールの強化など、防犯対策に取り組んでいるところであります。

ご質問にあります学校周辺の防犯カメラの設置の意義については、防犯カメラの持つ防犯の抑止力が期待できるという部分にあると考えますが、その効果を得るためには防犯カメラの映像を常時監視し、異変があった際、すぐに対応できる体制が必要となること、また近年の厚岸町における不審者等の通報については、学校から離れた住宅地で発生しており、仮に学校周辺に防犯カメラを設置したとしても十分な効果が得られない可能性が高いことから、学校、地域、警察との連携により速やかな不審者情報等の提供、パトロールによる取り組みを強化していくことが効果的であると考え、現段階においては学校周辺の防犯カメラの設置については考えておりません。

次に、商店街や地域コミュニティーの防犯力を向上させるため、防犯カメラ設置助成事業を創設し、防犯カメラの設置奨励をしてはどうかについてであります。町としては防犯カメラ設置助成事業の創設に当たって、プライバシーの保護の観点から適正な運用管理を行うためのルールづくりや地域住民との十分な協議が必要であり、まずはこれらの課題の整備が必要になるものと考えております。

また、商店街等については国の助成制度があり、その説明を実施したものの現時点での要

望はなく、自治会等についても防犯カメラ設置に関する要望がないことから、現段階における補助制度の創設は考えておりませんが、今後、設置の要望があった場合には適正な運用基準や制度について検討してまいりたいと考えております。

次に、この事業は他県では市町村助成に加えて県費助成を行っているところもあり、北海道全体での防犯力向上を目指すべき考えるがどうかについて、北海道の補助事業については釧路総合振興局を通じ、地域づくり総合交付金で防犯カメラ設置が対象になるか確認したところ、これまでにそのような活用例がないため、事業があれば検討するとの回答をいただいている状況であります。

今後もしも必要があれば前向きに検討していただくよう要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 手短にどんどん進めたいと思います。

まず、土砂災害から生命、財産を守るために、雨量計については先の臨時会の際に私が確認させていただいた中で、確認できたところこの地区から抜いたのですけれども、奔渡の子野日公園駐車場付近にもあるということは初めて知ったのですけれども、ただ、答弁の中ではホームページで確認できる言いますけれども、ではホームページにそれではいつ、リアルタイムですぐに更新してくれるのかという問題ありますよね。

そうでなくてね今降っているのだ、今どれだけ降っているのだというものを地域に知らせることが私は求めたいというふうに思って今回、質問をしたのです。

別に地域の不安をあおってやれ逃げよとか言うわけではなく、ただ、やはり地域において今、これだけの雨が降っていますよ、そしてまた土壌数量指数についてもやはり3日間とか2日間のトータル雨量の中ではこういう危険性があるのですよというものを少しでも地域に早く教えてあげる、そういうことがやはり必要ではなのかなというふうに思うのです。

だから、それについては何も国や北海道の発表を待たなくても、むしろ自分たちが情報をより早く、いち早く仕入れて、そしてそれを限定した地域に出せるようにする。厚岸町には情報告知端末という、大変すばらしい情報告知システムがあるわけなので、やはりそういうものを活用しながら、小さな小さな情報でもいい、リアルタイムな情報をどんどん地域のほうに流してあげることによって、それが防災に役立つのではないのかなというふうに思うので、とって質問をさせていただきました。

余り前向きに答弁が得られなかったのは大変残念ではあるのですけれども、ただ、いづれにしても思いとすところはやはりこうやって厚岸町には背後に山地を抱える集落というのはたくさんあります。今、ここには載せてはおりませんが、当然、地滑り地域である苦多であるとか、また床潭ピリカウタであるとかもありますし、また、私の住む奔渡、梅香、湾月町とかも、みんな山の下には家の張りついているところというのはたくさんあるわけです。

やはり、そういった人方の不安解消といったものの中では、やはり情報の早期発表ができるような体制、これは何も国や北海道に頼らずに厚岸町でもどんどんやって、その

情報を発信して行ってほしいなというふうに思うのです。それが地域の防災力といったものの中で大変、大事になるのではないのかなというふうに思いますので、ぜひ、機器の設置だけには限りませんが、やはりそういういち早い地域の降雨情報、状況とか、やはり役場のほうでも把握するように努めていただいた中で、その情報というものをいち早く住民のほうにも流布できるような、そういう体制というものを今後はぜひ検討していただきたいというふうに思うわけであります。

2点目、早速それでは2点目に移らせていただきます。

2点目は地域防犯力の向上のためにということで、私は自治会の役員などで何度か防犯協会の総会というものに出させていただきました。出るたびに防犯協会、会長が町長なのですけれども、防犯協会から厚岸町にこのような設置というもの、助成事業やら設置というものをしていただくように要望してはどうかというような、協会の総会の中で常に意見として言ってきたのですけれども、いまだそれが要望されたというものではなく、また検討されていないものですから、今回、一般質問させていただいたのですけれども、ただ、いずれにしてもまず1点目、学校付近なのですけれども、ただやはり不審者や子供たちが犯罪に遭う確率が一番高いのはやはり登下校時であろうと、これはもう当然、間違いないというふうに思うのです。

そういった中では、やはりそこをまず学校周辺からだけでもやはり安全をしっかりと見守ってあげる、そういうものが必要ではないのかなと。モニター監視が常時しなければならない、私はそういうふうには思いません。今では3日間とか4日間、常時24時間を3日間、4日間、常時録画していただけないのです。

そういう危機的な十分な録画容量というものをとれるような中では何も常時そこにおいて、すぐにとかでなく、何かがあったときに、ではその解決といった中で、その録画情報というものが大変有効に役立つと、私はそういうふうに思うので、まずは学校周辺からやることが地域としての防犯意識、やはりそういったものにもつながっていくものではないのかなと、どこかから手をつけなければ、やはり防犯意識というのは高まっていけないと私は思います。

そういった中では、やはりその手始めがまずは公共的なものかなといった中では学校周辺から、次代を担う子供たちの安全を少しでも守るところからやはり進めていただければなというふうな思いで質問をさせていただきました。

今後についてもあれなのですけれども、やはりそういった中でぜひこれまで検討の中に加えて行ってほしいなというふうにお願ひしたいなと思います。

また2点目です。商店街、地域コミュニティーの防犯力を向上させるためということで、北海道にはなぜかしらこの事業をやっているという声もないのです。本当に道内ではいまだない、ただ他県、また他市町、他県の他市町では結構やられているのです。

例えば北海道と人口が同じくらいの県では兵庫県が似てるかな、約500万人ぐらいで、約見ていめのですけれども、兵庫県は県費助成と、またそして市町村助成を行っている市は当然、それに上乗せする形でやっているのです。

1台当たり市町村助成が、市、町までは確認、村までは私も確認できないのですけれども、市町の助成では8万円ですか。そしてそれに上乗せする形で研究助成があそこは7万円だと思ふのですけれども、ただ、他県では同じ8万円といった中で助成している

県もある。

防犯カメラの費用というものは大体、1台がもう最近では安くなっているのです。20万から30万くらいでは設置できるようなモニターや、または録画機器なども含めて。というのは、安くなっている、なおかつ夜間の撮影なども十分に対応できるようなものといった中でも機器の性能というものは十分に上がっていると私は思っています。そういうものをやはりつけるというのがやはり必要ではないかなと。

犯罪件数自体は確かに北海道の犯罪件数も減ってきているのです、厚岸町の犯罪件数、表にもあるのですけれども、減ってきているのかなというふうに思うのですけれども、この表は私の知り得る表は10月末現在なので、これからあと総数で6件もしてしまえば昨年並みにはなってしまうのかもしれないのですけれども、ただやはり、それは人口密度が高いから犯罪が起きやすいのだ、人口密度が低いから犯罪が起きづらいのだという、私はそういうふうな認識ではありません。

犯罪を受けてしまう確率というのはどこにいても、仮に1人しかいないようなところでも犯罪というは常に同じ率で受ける可能性というのには当然あるというふうに私は思います。北海道内であれば。

何も例えば白石や何かの略取誘拐といったような、ああいう事件、あれは都会だけで起きるようなものではない、厚岸町においても十分起こり得る可能性というのがやはりあるのだというものの認識、その認識をまずは町民の人方にもぜひ持ってほしい。

そういった中では、そのこれもやはり取りかかりにはなるのでしょうけれども、商店街のほうでしっかりとしたまずは商店街ぐらいからやはりしっかりとした防犯意識というものを持ちながら。また私は、本当に考えたのは道々の中で、小さな道とかでも何件かの集落、三、四件が集まっているような小さな小道とかでも、その三、四件が集まって一つのコミュニティーといった中で申請をして設置ができるようになれば、より安全になるのではないのかなというふうな中でも質問をさせていただきました。

これについては今後、そういうような設置要望があれば検討したいということなのですが、要望があればやるではやはり遅いと思うのです。だって、今現在、補助をするという部分も決まっていない、北海道にしても初めて来たときに補助するかどうかといってものです。決めるかどうかを考えるというものですよね、それでは私は遅いと思います。

やはり、こちらからこういう制度をつくりましたどうですかと、というものはどんどん地域に投げかけてく、それが防犯力の向上につながるものだというふうに思うのですけれども、やはりそういった中で北海道地域づくり総合交付金で、対象になるかどうか検討されている、そうではなくてやはり北海道も地域防犯力、高めるためには地域づくり総合交付金ではなくて、はい、地域づくり総合交付金じゃなくて、防犯カメラ設置事業というのは北海道でつくってください、そういうふうに強く要望してほしいのです。既存の事業でなくやはりしっかりとした名前の中で新しい事業というのは、北海道に求めていくというものが大事ではないのかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。2点目としてお聞きいたします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

- 総務課長（會田総務課長） 私のほうからは雨量計に関する部分のご質問にお答えをさせていただきます。

リアルタイムに近い情報を住民の皆さんにお知らせするという、それと迅速な情報を伝達というものは必要かと思っております。

北海道では、今、北海道士砂災害警戒システムというものをホームページ上で周知をしております。これは土砂災害警戒情報発表状況を危険度の表示として更新間隔30分を行っております。その危険度を色で示すということで、この画面上では土砂災害危険カ所、それと危険度の判定図、それと降雨状況経過図を一つの画面でまとめて見ることができます。

今、北海道のシステムは30分ということで申し上げましたが、さらに気象庁のシステムでは、これは土砂災害警戒判定メッシュ情報というそうですけれども、これでは危険度を5キロメートルメッシュで表示をしております、こちらのほうは更新間隔10分で示しておりますので、これらを今現在も活用しておりますけれども、これらをできる限り活用しながら、町長の答弁でもございましたけれども迅速な情報につなげてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

- 議長（音喜多議員） 町民課長。

- 町民課長（板屋課長） 二つ目の防犯カメラの関係についてお答えさせていただきたいと思っております。

確かに学校周辺の防犯カメラの効用ですけれども、確かに堀議員おっしゃるとおり直接見守り隊ですとかが見守りしている中に、さらにカメラがあればさらなる防犯の抑止力になるとは考えます。

確かに後から画像を見るというのも効果あると思っておりますけれども、やはりどうせ、もし仮につけるとしたなら常時監視していて、それとあわせて子供たちの安全を守るのがよりベストな方法だと私どもは考えているところです。

それで、まだ私どもというのは防犯カメラに対しての知識ですけれども、どれぐらいの間隔でつけるのが有効なのか、どの程度の性能のものをつけるのが有効なのか、また常時監視したとした場合、地域の人との連絡体制をどのようにとった方がいいのか、そのような知識がまだ持ってございません。

コスト的にもどのぐらいかかるのかということも持ってございませんので、まずはその辺の研究から始めさせていただければというふうに思っているところでございます。

- 議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

- 堀議員 もうやめますけれども、まず1点目については少しでも情報の流布を迅速に行った中で住民の安全・安心、やはりそのことをまずは考えて、何も機器の設置だけが全てではないというふうに思っておりますので、住民の安全のためにやはり気を配っていただきたいなというのが第一でありますのがお願いいたします。

あとは、防犯カメラについては、例えば防犯カメラ作動中というシールとかを防犯カ

メラのダミー、最近だとダミーもあるのでしょうけれども、やはり張っておくだけでも大変な抑止効果にはなるというふうに、そういう中で私もダミーはいいとは思いませんけれども、そういうものもやはり検討した中では、やはりあるだけで抑止効果になると思います、防犯カメラは。そのことも含めて検討していただきたいなというふうに思いますので、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えさせていただきます。

2点の質問をいただいたわけでありまして。どれも厚岸町の安全・安心な町づくりに通じる大きな課題でございます。

ご指摘受けたことを大変、ありがたく思うわけございまして、これからも町政の中で、推進する中でどのような施策、検討しながら安全・安心の町づくりにしてまいりたいと、このように考えますのでご理解賜りたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 以上で、6番、堀議員の一般質問を終わります。

次に、8番、竹田議員の一般質問を行います。

8番、竹田議員。

●竹田議員 さきに通告しております、質問通告書に従って質問させていただきます。

1、災害対策と道路管理について。

(1) 長雨による土砂崩れに対する町の取り組みについて伺います。

ア、現在、町が維持管理を行わなければならない区域で、土砂崩れが実際起きている場所のうち、手つかずのまま放置状態になっているのは何カ所あるのか。

イ、手つかずの状態にあるのはなぜか、その場所は今後どうすべきと考えているのか。

ウ、今後、土砂崩れの恐れが想定される危険な場所は何カ所、どこで何カ所ぐらいあると捉えているのか。

エ、過去に徹底区間の場所で何度も土砂崩れが起きてる場所はあるのか、あるとすればその原因はなぜか、また、今後の対応策について伺います。

オ、奔渡7丁目から奥への道路の凹凸がひどく、水がたまり、住民が困っている。道路の維持管理が適切でないと思うが、その原因と今後の対応策について伺います。

以上であります。よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

災害対策と道路管理について。長雨による土砂崩れに対する町の取り組みについて伺いますのうち、初めに現在、町が維持管理を行わなければならない区域で、土砂崩れが実際起きている場所のうち、手つかずのまま放置状態になっているのは何カ所あるのかと、手つかずの状態にあるのはなぜか、その場所は今後、どうすべきと考えているのかについてであります。

すが、町が維持管理としている箇所ではトライベツ地区の町道の法面等で7カ所の決壊を確認しております。

これらの決壊箇所については、まず道路交通を確保することを優先して、車道部から土砂を除去し、速やかに交通を解放した後、のり面部の補修を順次計画で行っており、現在も決壊箇所の復旧が全て完了しておりませんが、道路交通に影響が及ばない状態になっております。

また、町の維持管理以外ではありますが、現在、厚岸町が把握している山地法面崩壊箇所については、降水の影響によらないものを含めて、梅香地区4カ所、奔渡地区1カ所、筑紫恋地区1カ所、湾月地区1カ所の計7カ所で、このうち最も土砂の崩壊が大きいのは梅香地区の佐々木の沢と言われる箇所であります。

しかし、いずれの箇所も放置したままの状態ではなく、佐々木の沢については既に崩れた土砂の排土処理が完了しており、その他6カ所についてもそれぞれに応急処置が施されている状況であります。

また、これからの箇所の本格的な復旧、または予防の工事については既に北海道へ要望済みであり、梅香地区4カ所と奔渡地区1カ所が平成27年度、湾月地区1カ所が平成28年度、数年計画による筑紫恋地区1カ所が平成27年度から、それぞれ北海道の事業で行われる計画となっております。

さらに、これらの町の維持管理外ではありますが、苫多地区とピリカウタ地区の地滑り箇所については、既にいずれも北海道において対策工事が完了しているものの、現状の斜面の安定性を数値で示す計画安全率が満たされていない状況にあるとのことであり、この箇所についてはこれまでもさまざまな地滑り対策を施してきたものの、工事の見解から地滑りを完全になくすることができず、現在、対策工も模索している状況になっているとのことであります。

しかし、この箇所についてはこのような状態にあることから、平時から災害発生時を通じて、地域住民の方々と厚岸町が地滑りに関する情報を相互にやりとりすることができる土砂災害情報総合通報システムを整備し、地域住民の早期避難や自主避難ができる対策を講じております。

次に、今後、土砂崩れの恐れがあると想定される危険な場所はどこで、何箇所ぐらいあると捉えているのかについてであります。平成15年3月に国土交通省が公表した厚岸町の土砂災害危険箇所については、土石流危険渓流が55渓流、地滑り危険カ所が5カ所、急傾斜地崩壊危険カ所が69カ所となっております。

また、現在、北海道において、この129の土砂災害危険カ所のうち、周辺に民家がある、土石流危険渓流12渓流と急傾斜地崩壊危険カ所8カ所を土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法に基づき、必要な基礎調査を実施した上で、土砂災害の恐れがある区域を言う、土砂災害警戒区域、または建築物に損害が生じ、住民等の生命または身体に著しい気概が生じる恐れがある区域を言う、土砂災害苦別警戒区域に指定する準備が進められれております。

その指定される地域としては、一渓流の床潭のほか、いずれもお供山周辺の松葉、奔渡、梅香となっております。ただし、指定区域としているお供え山周辺の法面については、そのほとんどが北海道で治山等の工事が行われているところでもあります。

次に、過去に一定区間の場所で、何度も土砂崩れが起きている場所はあるのか、あるとすればその原因はなぜかについてであります。複数回にわたり土砂崩れが起きた箇所としては、奔渡5丁目の治山施設、山崎地先と奔渡7丁目の治山施設が上げられます。施行主体である北海道にその原因を聞いたところ、山崎地先については平成13年度に当時、治山工事において最善策とされたコンクリートの法枠工法で施工していたものが、平成25年春先の雪解けと大雨が重なり、山の傾斜から大量の湧水が発生したため、コンクリート型枠のバランスが崩れて、土砂崩れを起こしたとのことであります。

なお、現在はフリーフレーム工法による予防工事を施しているとのことで、この工法による道内での土砂崩れは起きていないとのことであります。

また、奔渡7丁目については、平成11年度に当時、治山工事において主流であった法面への植栽工法で施工していたものが、平成25年9月の大雨の際、大量の降水が地中にしみこんだため崩壊したとのことであります。なお、現在は、植栽した法面の木を伐採して、崩落を防止するとともに、大型の土のうを置いて、道路側に崩落しないようにしているとのことであります。

一方、前段で申し上げた苫多地区とピリカウタ地区の地滑り箇所についても、複数回にわたり地滑りが起きております。その原因については、同じく北海道に聞いたところ、いずれの地区も地質的な条件に加え、一番の原因である地下水の分布状況が密接にかかわっており、特に雪解けの時期や台風などの豪雨によって地下水の水位が大きく上昇するため地滑りが発生したとのことであります。

次に、奔渡7丁目から奥への道路の凹凸がひどく、水がたまり、住民が困っている、道路の維持管理が適切でないと思うが、その原因と今後の対応について伺います。については、奔渡7丁目にある町道奔渡町湖岸道路は、昭和62年から平成5年までの期間をもって、簡易舗装で工事を行った箇所ではありますが、凍上の影響を受けないまでの路盤の置きかえを行っていないこと、さらには山陰のため、日が当たらない箇所であり、凍上の影響を受けやすい地域であるなどの要因により路面の凹凸が発生しているものと考えております。

凹凸があることにより、山側にある配水施設に雨水が流れず、路面に水がたまり、夏場には歩行者が水が跳ねたり、冬場には水たまりが凍結して滑りやすい状況となっていることは確認しております。

そのため、これまでも毎年、現地調査を行い、部分的に舗装でくぼみの処理を行うと同時に、冬期の除雪時には通常の除雪のほかに塩化ナトリウムを散布し、安全対策に注意した対応を行ってきております。

また、平成24年度からは、奔渡7丁目のお供橋を工事起点に、全体計画延長を約1.5キロメートルとして、毎年、約100メートルのオーバーレイ工事を継続実施しておりますし、奥側の未着手区間についても状況を見ながら雨水処理対策を継続的に行っておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 休憩いたします。

再開は、15時30分といたします。



午後 2 時52分休憩

午後 3 時30分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

8 番、竹田議員の再質問から初めます。

持ち時間は47分です。

8 番、竹田議員。

- 竹田議員 今回の質問については、住民が住んでいる場所に不安な要素を払拭するという観点から質問をさせていただきました。

その観点からたくさんの災害の恐れのある土石流危険場所や土砂災害の危険箇所、地滑り危険箇所など、それから急傾斜地の崩壊危険箇所などがありますけれども、質問の趣旨が住民が住んでいる場所に特定させていただくということで質問させていただきましたので、簡単に2回目の質問をさせていただきたいと思います。

6 番、堀議員の質問もありましたこともあって深くは質問しないようにしますので、よろしくをお願いします。

集中豪雨が本当にあちこち日本中で起きている現状ということで、本当に崖の下に住んでいる人、過去には土砂災害を経験のある人たちも心痛めるほど雨が続くと心配の度合いがつのるという観点から質問させていただきました。

過去に住の江の地区がたしか私の記憶では昭和54年だったと思うのですが、このときに相当数の世帯が住居を失うほどの土砂崩れがありました。その後、この地域については道や国のほうの手当が入って、土砂崩れが二度と起きないような形にはなっていましたけれども、この部分についてはその後、安全な場所になっていると聞くのですが、その後の地滑りの状況というのはまずどうなっているのか、まず1点目聞きたいと思います。

それから、いろいろな地滑り関係についての土砂災害、情報総合通報システムというのを整備してあるということなので、非常に安堵して聞いておりました。この部分についても、この情報システムというのはどういうような形態、どのような形で運用されているのかを、この2点をまず先に聞きたいと思います。

- 議長（音喜多議員） 建設課長。

- 建設課長（松見建設課長） まず、住の江の土砂崩れの現状については後ほど、ちょっとご答弁させていただきたいと思います。

その2点目の土砂災害通報システムでありますけれども、現在、苫多、ピリカウタの2カ所、北海道と連携してシステム構築をさせていただいたのですが、平成20年度にそれぞれ工事が全て終わりました。現地、苫多地区にはその地滑りを観測する機械、それからピリカウタ地区にも機械がついておりました。苫多地区には四つのブロックに分けて、つまり

4カ所観測しております。それからピリカウタ地区については2ブロック、2カ所に観測できるものを設置しております。

これは、遠隔確認ではなくて、現地の確認ということになるのですけれども……失礼いたしました。北海道と、それから厚岸町にインターネットを利用したシステムが整備されております、パソコン上で。その計測している状況が安全であるか、あるいは警戒状況になっているのかということを示すシステムになっております。

その状況が北海道がキャッチして、常時監視しておりますので、それらが厚岸町に連絡が入ります。苫多地区には2カ所、一つは民家であります。そしてもう一つは苫多公民館にそれぞれ電話とファクスを設置しております。この警戒情報をそちらに流すということ。それからピリカウタ地区については住宅に2カ所、同じくファクスと電話でお知らせすることになっているということで、それぞれ当時の平成21年当時の釧路支庁と厚岸町の間で厚岸町土砂災害情報総合通報システムにかかわる協定ということで、そういった締結をしている状況で運用しているという内容でございます。

住の江の土砂崩れについては、後ほど。

●議長（音喜多議員） 課長補佐。

●建設課長補佐（水上補佐） 住の江町の土砂崩れの関係についてお答えします。

あそこの住の江町は地滑り防止指定区域に入っていて、昭和56年ですか、崩れたときに地滑り防止している区域内ですので、北海道のほうへ対策工事を完了しています。

現在は、その対策工事完了していますので、地滑りの動きはないという状態となっています。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 これはあれですか、住の江については昭和56年に地滑りが起きて、その後の56年に指定をされたということなのですが。地滑りが起きた時点と区域指定というのは同年度なのか、ずれているのか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後3時37分休憩

午後3時38分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

8番、竹田議員。

●竹田議員 この住の江のことは、もお終わってしまった事件なので、今後、こういった動きを北海道のほうで見ているということの理解でよろしいのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上補佐） 先ほどの地滑りの区域の指定の状況でございますけれども、昭和57年3月27日ということです。

今現在は北海道が状況の管理をやっているという状況です。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 住の江のほうも、この町長の答弁にもありましたけれども、厚岸のほとんどがこの土砂崩れ、またはそれに関連する土石流とかもあるのですけれども、もともとはやはり雨によっての地下水、湧水というのですか、それと雨の量がたくさん含んで地滑りをしているということの状態というか、状況のほうが一番多いように伺われるのですけれども、実態としてはそれが一番やはり多いのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上補佐） この地滑りの要因なのですけれども、当然、その場所の土質であったり、また長雨、大雨によって、その山に水が大量に含んだときに、要は土自体の重量が重くなってしまうものですから、そういうことがまず一番の原因だというふうには考えています。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 全道、全国の地滑りの原因が今、課長補佐が言ったことが原因の主な原因というふうに、8割、9割がそうだというふうに言われております、まさしくそのとおりだと思います。

その中で、片無去の町道の部分についてお伺いします。この片無去の道路ができた後に、6カ所か7カ所ぐらいで地滑りが発生して、道路ができた後、すぐに1カ所だけ山水の裾から雨水でなくて、これは多分、もともと含まれてきている湧水、地下水でないかと思うのですけれども、これらが吹き出るようにして出てきて、冬も一部出てきています。

それで、その部分が氷のように毎年になってしまう、これが非常に何度か直しているのですけれども、全くちゃんとした直し方ではないのが1カ所あります。また、ほかの地滑りした場所については、直接道路に流出した部分については排土として、今はきれいにはなっていますけれども、その後、シートかかったままでいまだ手つかずという部分に現在はなっています。

この片無去の部分について、今後、もう一度聞きますけれども、この1カ所から出ている湧水の部分、冬になると非常に危険な場所になっている、それから土砂崩れの部分についてはどういう計画で今後、直されていくのかお聞きしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 3 時43分休憩

午後 3 時43分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

8 番、竹田議員。

●竹田議員 済みません、大変申しわけありません。

トライベツのところの道路の一部の湧水で冬しばれるという部分があるということで、それは把握しているのかどうか。それについて今後、どうするのかということでお聞きしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） こちらのほうは私どももの把握をさせていただいていた箇所でございまして、これまでその他の箇所もある部分については、やはり交通量が多かったり、実際に直ちに直さなければ交通解放できないような状況でありました。そこら辺を優先に、そういった部分は全て管理をしております。

トライベツのこの7カ所については、トライベツ道路、それから2号道路、3号道路と三つの道路にまたがる部分で7カ所というふうに確認しているのですが、ここは災害発生時に起きた土砂流出の部分については撤去させていただいております、それは直ちに終わっていて、交通に支障のないように現在、安定しておりますけれども、これから冬になりますけれども、来年、春以降に計画的にそれらを順次、のり面の整齊、直していく作業に入っていく考えでおります。

●議長（音喜多議員） 8 番、竹田議員。

●竹田議員 水がわき出ている部分というのは、冬に見て確認していますか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 確認をさせていただいております。

●議長（音喜多議員） 8 番、竹田議員。

●竹田議員 トライベツのところの部分については年次計画でやっていただけるということなのでよろしく願いいたします。

それから、奔渡の7丁目の部分なのですけれども、これは本当に数年前からの住民の要望でありまして、橋の手前の部分についても同じ場所があったのですけれども、これもまた年次計画でよくなってきました。橋から向こうの奔渡7丁目、奥まで、本当に南面に山をしょっていて、日の当たらない北側に道路があるという、本当に最悪な道路の位置状態というふうに確認をしているところでもあります。

この一番の原因というのは、やはり山から差している水、これが道路の下に入っていて、それが冬に凍上して悪くなるといことは、この答弁の中でも把握していると思います。

今後、対処としてはやはりその数カ所の水抜きをしていく配水対策が考えていかなければならないというふうに思うのです。でないと、幾ら一度アスファルトはがして雨水対策をがっちりして、砂利等も全部入れかえてやるとなると莫大な金がかかるということであれば、何カ所かに配水の計画というものを持っていったほうがいいのではないのかなと。

それでないと、幾らずっとオーバーレイをして、またへこみがあって、膨らみが出てきて、またそこをオーバーレイをしてというふうにずっとやっていかなければならないのですけれども、それをずっとやっていくのか、それとも配水対策をきちんとやっていくのか、その辺はどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） オーバーレイについては今年度もやっておりますが、次年度も引き続き予算の確保をさせていただいて施工していきたいと、いくという考えでおります。

ただ、山側にある片側しかない側溝でありますので、その側溝の維持管理も非常に大切なものですから、大雨の降った後は土砂が流れ込んでいないかどうかとか、そういう点検をさせていただいて、必要な場合には土砂の撤去などをしておりますけれども、長い年月もたつてゆがみも相当ありますので、そういった配水機能も継続的に見ていきながら、今後、検討させていただきたいというふうに思います。

●竹田議員 以上で終わります。

●議長（音喜多議員） 以上で、8番、竹田議員の一般質問を終わります。

次に、3番、石澤議員の一般質問を行います。

3番、石澤議員。

●石澤議員 さきに提出した通告書に従って、質問をいたします。

1番、福祉灯油の拡充について。

消費税の8%の引き上げ、円安による輸入品の高騰などによる灯油を初め、物価上昇がとまらず、さらには北電は11月から電気料金の値上げをしました。低所得者や高齢者の生活を直撃しています。国や道は、福祉灯油の助成をと言っておりますが、具体的にはどのようなものなのか、町は独自に福祉灯油を拡充すべきではないかと思っておりますが、

どうですか。

次に、乳幼児医療等の拡充について。

町は、持病の早期発見と早期治療促進することを掲げています。このことは、少子化対策、子育て支援の一環としてますます重要な施策だと考えます。その上で、乳幼児医療費の助成の拡充をさらに進めるべきではないかと思えます。

ア、北海道内の自治体の乳幼児医療費の助成事業がどのように行われているか。今、少子化対策を社会全体でどうするのか、子育てを安心できる仕組みをつくるためにも、町の乳幼児医療費の助成を拡充すべきと思うがどうですか。

3、障害児支援について。

学校や保育所での取り組み状況はどうなっていますか。担当する保育士、教員の研修はどのように行っていますか。

以上で、1回目の質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の福祉灯油の拡充について、国や道は福祉灯油の助成を言っておりますが、具体的にどのようなものなのか、町は独自に福祉灯油の拡充をすべきではないかについてであります。現時点において、国から灯油の助成に関する具体的なことは示されておられません。

また、北海道においては灯油価格が高どまりしている状況に加え、電気料金が11月から再値上げされたことを踏まえ、激変緩和措置として低所得者世帯における燃油費の経済的負担軽減のためとして、地域づくり総合交付金のうち、高齢者等の冬の生活支援事業にかかわる冬期間の燃料費等の増嵩経費に対する支援事業を今年度に限り、交付基準額を1.5倍に引き上げました。

具体的には、人口規模による交付基準額が当町では120万円から180万円、交付率が2分の1以内でありますので、この交付金の額が60万円から30万円増の90万円に引き上げられるものであります。

町といたしましては、冬を迎えるに加え、11月から北海道電力株式会社が電気料金を再値上げしたことを踏まえ、検討を重ねた結果、福祉灯油の拡充をしたいと考えております。

町独自の拡充策は、具体的には北海道電力株式会社が示す電気料金の値上げ影響額を基礎数値とするもので、契約電流30アンペア、利用料260キロワットの標準的家庭での値上げ額が一月当たり952円でありますので、この額に福祉灯油助成事業の実施期間である12月から翌年3月までの4カ月分の2分の1に灯油価格の相当単価を乗して得た約15リットルをふやすことにしたいと考え、本年度におきましては従来の灯油60リットルに15リットルを加えた75リットル相当を助成することとし、このたびの補正予算案に計上しております。

なお、今年度から事務手続きの一部を変更した点がございます。昨年度までは12月1日現在における町の灯油購入単価に1世帯当たり60リットルを乗じて得た額面の灯油購入券を町から申請対象者に対して発行し、当該対象者はこれをもって灯油取り扱い業者に提示をして、灯油の給油を受けるものでありましたが、翌一月に灯油単価が値上がりした際、灯油取り扱い業者において、金額相当で灯油を給油するに当たり、60リットルに満たない数量でしか納

品できない事象が生じておりました。

今年度からは、その手続きを改め、申請対象者に対して直接、現金を支給し助成することが適当であると考え、かつ灯油単価の変動に対応するため、基準日を毎年12月1日または、その翌年1月1日とすることにより、このいずれか高額の単価を用いることがより現実的な価格で助成することができると判断したため、所要の改正をいたしましたので、ご理解願います。

続いて、2点目の乳幼児医療等の拡充についてのうち、初めに北海道内の自治体の乳幼児医療費の助成事業がどのように行われているかについてであります。乳幼児医療費の医療費助成の拡大については対象年齢の引き上げや医療費の自己負担額の全額を助成など、さまざまな手法があります。

平成26年4月1日現在においては、道内179市町村のうち、乳幼児医療費等の助成について、小学生までの通院を拡大しているのが8市町村、中学校までの入院、または通院を拡大しているのが83市町村、高校生までの入院、または通院を拡大しているのが16市町村となっております。

次に今、少子化対策を社会全体でどうするのか、子育てを安心してできる仕組みをつくるためにも、町の乳幼児等医療費の助成を拡充すべきと思うがどうかについてであります。乳幼児医療費の拡大については、これまでもたびたびご質問をいただいております。本年の町議会第1回定例会のお答えと同様となりますが、中学生までの厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する制度の拡大についてのこととしてお答えをいたします。

子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して医療を受けられるようにしてほしいという思いは十分理解できますし、厚岸の未来を担う子供たちの健やかなる成長は私が最も望むところではありますが、ご質問者ご承知のとおり、この制度は北海道医療給付事業の助成制度を受けて実施しているものであり、厚岸町乳幼児等医療費の助成事業費の2分の1を北海道が負担しているものであります。

このため、医療費の助成を拡大した部分については、道の補助制度の対象外となり、町の単独補助となることから、財源の検討が必要となります。

新たに必要となる財源としては、直近の3年間の国民健康保険のデータをもとに推計した場合、仮に現在の助成条件のまま中学生まで拡大した場合に必要な額が年間約1,400万円、中学生までの医療費の全額無料を実施した場合に必要な額が年間約2,100万円と試算しており、この分が全額、町の負担となることから、現段階ではご要望にお応えすることはできませんが、今後において国や道の医療制度の推移などを見きわめながら、厚岸町における子育て支援全体の中で引き続き研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続いて、3点目の障害児支援について、学校や保育所での取り組み状況はどうなっているのか、担当する保育士、教員の研修はどのように行っているのかについてのうち、私からは保育所の関係についてお答えいたします。

認可保育所における障害児の保育に関しては、集団の中で保育し、個々の心身の能力の開発や健全な社会性の発達を促進するなどの目的を持って指導に当たっております。現在、町内に3カ所ある認可保育所のうち、障害を要する児童は2カ所の保育所に2名が入所しておりますが、入所の希望があった場合は、いずれの保育所においても受け入れをするための職員体制をとるように努め、対応しております。

また、無認可保育所においても、入所の希望に応じ保育のための人員配置が必要となった場合には、人員を確保する等の対応をとっております。

次に、担当する保育士の研修については、障害児保育の知識や技術を習得するため、北海道保育協議会主催のスーパーバイザー養成研修会や障害児保育の保育専門講座に参加しているほか、児童の発達に関する意見交換や個別の障害の把握を行うための職場内研修を実施しております。

学校の取り組みと研修については、教育委員会から答弁があります。

●議長（音喜多議員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 私からは、3の障害児支援のうち、学校の取り組み状況と教員の研修についてお答えいたします。

まず、(1)の学校における取り組み状況についてですが、現在、町内では知的障害、自閉情緒障害、言語障害、弱視障害、肢体不自由の5学級を設置しており、各学校において障害のある子供の教育的ニーズに合わせた教育を進めております。

学校は特別な支援を必要としている児童生徒が将来的な自立と社会参加を目指すために、各学校が編成する教育課程と個別の指導計画や個別の教育支援計画に基づいた指導を行っております。

特別支援教室でも個に応じた指導、日常的な通常学級との交流学习のほか、町内の特別支援学級の児童生徒が一堂に会する交流学习会なども実施しております。

また、巡回相談授業を活用し、保護者の思いや願いを受けとめた障害児への支援も行っております。障害が重いとされる児童生徒が在籍している学校に対しては、よりきめ細かな学校生活への支援が必要判断し、通常の教員配置基準による教員数に加え、学校生活上の介助や学習活動を行うための町独自の学級支援員を配置し、体制の充実を図っております。

次に、(2)の教員の研修についてですが、障害児支援を含めて、特別支援教育を推進していくためには学校全体で教育的支援が必要な児童生徒への支援体制を整えるとともに、全教員がその専門性を高め指導に当たっていかねばなりません。

そのため、各学校では特別支援担当者を中心とした校内特別支援委員会を組織し、教育的ニーズが必要な児童生徒の把握や具体的な支援の手だての共有化を図る研修を全教員対象に行っております。

必要に応じてパートナーティーチャー派遣事業を活用し、特別支援学校から専門家を招き、研修会を開催しております。本町といたしましては、各校の特別支援担当教諭及び支援員を対象とした厚岸町特別支援教育コーディネーター研修会を実施しております。

北海道特別支援教育センターの職員を講師として、今日的な特別支援教育の進め方から個別の支援の手だてまで指導や助言をいただいております。また、初任者段階研修、10年経験者研修等でも、特別支援教育に重点を置いた研修が扱われており、教員の経験年数に応じた研修プログラムに組み込まれております。

教育委員会といたしましても、これまで町内の学校に対して特別支援学校の研究会や講演会等への参加、促進を図ってまいりましたが、特別支援に対する教育的なニーズが



高まっている中、担当教員のみならず、全教員にさらなる専門性の向上を目指し研修を促していきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 福祉灯油のことですけれども、確かに町はずっと続けて60リットルですけれども、ずっと続けてやってきたということはとてもいいことだと思うのですが、この値上げに当たって15リットルですよ。本当にかかっている灯油代というのは結構多くて、普通の私たちもそうですけれども、大体、年間でいけば灯油代が上がっているんで、去年よりもずっと、去年で言えば前の年より4万くら高く灯油代かかるような格好になっています。それが普通の生活をしていくためにはストーブが壊れたとか、そういうこともあったりしながらやっていっている人たちにとっては、それがすごく大変な負担になっているのですよね。

どうやって寒さを何とかしようと思っているかということ、例えば食事を減らすとか、それから働いている人にとっては、働いている人とか、それから学校行っている子供たちとか、抱えている人たちにとってはその間、家にいないですから何とかすると、でも帰ってきてからではストーブの設定温度を20度にして我慢をするということをやっていたら、今度は風邪をひいてしまって病院代がかかってしまったとか、それから高齢者の方であれば、朝起きるのを遅くして、夜早く寝るようにして、それで我慢してやっている方とかたくさんいらっしゃると思います。

そして、それから今、厚岸の場合は生保の方たちに対しての補助はないのですけれども、その人たちの今、生保バッシングがあって、すごい我慢をしているというのが見えたりするのです。それで、せめて100リットル、前回、前にすごく高騰した場合に町で100リットル保障したことがありましたね。そういうことを今回やってもらえないのかなと思うのです。70リットル、75リットルですか、までいったのですから、あともう少し、25リットル。100リットルといっても、この人たちとても助かる、生活のためにとても助かる量ですし、本来でしたら3万円くらいの補助があってもいいのではないのかなと思うのですけれども、せめて100リットルぐらいまでは灯油、冬を温かく過ごすということを今回、電気料も上乘せされていますので、それも含めてもう一度検討してもらえないのかなと思うのですが、どうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） この福祉灯油の助成事業でございますけれども、これはおっしゃるとおり低所得の老人世帯、あるいは障害者世帯、あとはひとり親世帯の冬期間における暖房用経費の一部を助成するという目的で行っております。

今、おっしゃってございましたけれども、私どもでつかまえている灯油の単価ですけれども、実は平成25年2月に100円を超えて、税抜き単価で100円を超えております。その後、ずっと横ばいという形で若干、上下はありましたけれども横ばいで、ことしの10月の段階で同じく100円、ことしは4月の段階からずっと100円で推移しまして、11月に灯

油が実は下がっております、ようやく下がっております。そういう状況下にありましたけれども。町長の答弁でもありましたとおり電気料金をご存じのように2回、値上げになったということで、その部分を加味して先ほどお話しした、説明をした単価設定で今回、75リッターという形にさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思いません。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 ここ、厚岸という町は夏も今年は涼しかったですよね。100円というのがずっと続いているということは、持ち出しが常に100円、灯油代が出ていたということですよ。

ということは、その人の生活に対しての灯油の占める割合というのは、灯油をたかなくてもいいという時期ってそんなにないのかなという感じがします。

それで、今、この電気ですけれども、これまだ完全に上がっていませんよね、少し緩和して、その後もっと上げるという感じでいくみたいなのですが、そうすると本当にこれからどんどん寒さが増してくる中で、道が出しているお金のほかに、もう一つ後の自分でやはり福祉の町厚岸なのですから、その辺はぜひ対応していただきたいと思えます。

それから次に移りますが、乳幼児医療費の問題です。

ここに小学生まで事業を拡大しているのが8市町村、中学生まで、入院、または通院を拡大しているのは83市町村ですね、高校生までの入院は、入院、通院を拡大しているのが16市町村になっています。

この市町村がこういうふうに入院費とか、乳幼児医療費の拡充を行っている背景には、本当に少子化の問題をすごく深刻になっている地域、結構ありまして、その中で子育て世帯をどうやって支援していくかということから出されて、一部の支援だと思えます。この乳幼児医療のほかに、こういうことをやっている地域には保育料を値下げするとか、それから若い世代の居住費の支援をするとか、そういうようなやり方もしている地域もたくさんあるのです。

その人たちにとっての今、国が出しました地方消滅論という、とんでもない話なのですけれども、子供の生まれる出生率が落ちていると。だけでも、この地方消滅論といいますが、農村地帯のほうが子供の生まれる率は高いのです。一番、出生率が低いのは東京都です。

その中で、農村に戻ってきている若い人たち、それからこういう地方に戻ってきて子育てする、生活するという人たちがふえてきています。Iターン、Uターンってありますけれども、そこに戻ってきている人たちをいかにして支援するか、それからどうやってこの町を少子化から守っていくかというような視点でやっているように思うのですが、厚岸の場合は、これは厚岸町は前回、聞いたときは2,400万円と言っていたと思うのですけれども、今回、2,100万で、子供が少なくなっていたということもあるのですけれども、一番お金がかかるというのが中学前までの子供たちだと思うのです。どうしても病気がします。就学して中学生までなると、たまには転んでけがをしたり、それから歯医者に行くのもあるでしょうけれども、そういう意味でいったら、中学生まで拡大してもそれほ

どお金が変わらないのかなという感じなのです。

隣の浜中町などに聞きましたけれども、当初の予算では相当な金額を予算していたらしいのですけれども、ほとんどかからなかったというような話をしていました。年間2,100万円厚岸町の子供たちが全額無料で医療を受けられるとなれば、とても親御さんたちはすごく助かると思うのです。

ですから、税金、子供たちのために税金を使うということはとても大事なことですし、積立金をこの子供たちの医療費に回しているという町もあります。ですから、2,100万円を多いと判断しないで、これは子供たちに対する投資だと思って考えることはできませんか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 福祉灯油の関係についてお答えしたいと思います。

単価設定に当たりましては繰り返しになりますけれども、先ほどお話しした経過もありまして内部で十分検討させていただきました。そういう75というような数字になったことをご理解いただきたいと思います。

それと、今回、変わった点ですけれども、先ほど町長の答弁でもありましたとおり、今までは12月1日基準ということで、その時点の灯油単価を基準として支給しておりました。当然、灯油は価格が変動します、倍もありますので、変動した場合のことも考えまして12月1日、もしくは1月1日の高い部分の水準でお支払いをするということに変更させていただいております。

それと、現金支給という説明をしましたがけれども、今までは灯油券ということでお配りをしておりましたけれども、灯油券でお配りしますと、実は場合によっては全部入れないで灯油券を使い切れなくて終わってしまうというケースもあると、あと申請はしたのですけれども、実際には使わないで終わってしまったという場合もあるということも聞いておりましたので、現金で金融機関に振込ますと、それはもうその全額がもうその時点で支給されますので、期間を限定しないで使っていただけるという形に変更させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 乳幼児と医療費の関係でお答えさせていただきます。

たびたびの質問で、そのたびに同じ答えばかりで非常に心苦しいのですけれども、確かに議員おっしゃるとおり、中学生までの医療費が無料になれば、それにこしたことはない、私どももそのように言いたいところではありますけれども、どうしても町の一般財源を使うということになってしまいます。

それで、どうしても試算すると2,100万円ほどかかると、これは実際にレセプトから拾っている数字ですので、隣の浜中さんはそんなにかかってないと言われておりますけれども、厚岸町がもしやるとしたら、実際にはこれだけかかるという数字でございます。

それで、どうしても限りのある一般財源の中での事業ということになってしまうもの

ですから、ちょっと今のところできるというふうには言えないという現状でございます。これからも厚岸町全体の子育て支援の中で優先と言ったらおかしいのですが、その中での検討を続けていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 とても大事なお金だから、財源だから、税金ですよ、だから前回、決算で変な話4億円というお金を積みましたね、町の未来のため、将来のためということだと思っておりますが、でもお金をその中の一部、2,100万円ですよ。これを子供たちのために積むということも必要なのではないですか。子供たちに何で使えないのですか。

大事なお金だったら、子供たちが今、いる子供たちを守るために使うことも必要ではないですか。そう思いますけれども。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

確かに、今日、子育てについての対策、極めて重要な、大きな課題であります。

少子化を迎えた今日、厚岸町の人口減少が現実の課題ということになっているわけでありまして、その対策は重点な課題として認識をさせていただいているわけでありまして、

ただいま、担当課長から答弁ありましたとおり、財政的なこともあります。あれもこれも、全てやるということではできません。

そういう中で今日、子育てに対する対策として北海道とともに対応しているわけでありまして、全額2,100万円、それでは今、4億の話も出ましたけれども、それは別な問題でございまして、我々は子育ての対策としてできる限りの努力をしながら財政の負担をいたしておりますということについてご理解を賜りたいと思うわけでありまして、

今回の課題としては考えていかなければならないものであろうと、そういう認識でもっております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 税金にこっちのお金、あっちのお金ってないと思うのです。ですから、子供のためにきちんと援助をする、厚岸もやっています、子育ての支援はいろいろやっています。けれども、命にかかわってくる部分で、医療費というのは命にかかわってくる部分です。ですから、安心して医療にかかれるという保障もとても大事だと思います。

そういうことがあって、そういう今、若い人たちはUターンしてくるたびに、家族もある、親もあるという、全く関係ないIターンという場合は、その町がどれほど子育てをしやすい町かどうかというのも物差しに入っています。そして、その人たちが帰ってくることで、その町に新たな産業ができます。実際にそれをやっている町が全国にあります。北海道でも下川町も含め、黒松内とか、そういう町がそれぞれ若い人をいかにして呼び込んで、その町を立ち上げていくかということをやっています。

その中に、医療費の問題も含めて、子育てのしやすい町というのを全面に出してやっているのです。厚岸だってそれを考えて、厚岸の場合は産業あります、漁業もあります、酪農もあります、そこに帰ってくる若い人をいかにして帰ってきて、帰ってきてほしいということできるかというのはとても大事なことだと思うのです。

高齢率が高くなっていると言われていた以上は、その高齢者を支えめためにも若い人たち戻ってきてもらうというのはとても大事なことだと思うのですけれども、そのための一環としての乳幼児医療費の拡充というのは考えられないでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 再度のご質問であります、子育て対策につきましては厚岸町としてはいろいろなことをやっています。この医療費だけの問題で今、ご質問があるわけですが、そういう面における財政負担というものは、今日、大変な時代を迎えておりますこととはご承知のとおりであります。

ですから、医療費だけで子育て云々の問題ではなく、全体的な子育て対策について厚岸町はどうしているのだという中で予算づけをいたしておりますので、この点については深いご理解を賜りたいと同時に、この課題については今後の課題として検討していきたいと、そういう考えでおりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 別に医療費だけが子育てと言っているわけではないのです。全部を含めて、それで厚岸でやっていることもわかっています。そういう形で見えていますけれども、それでも、やはり命の部分でいえば、この医療費助成の拡大というのは考えてほしいし、町長は検討していくともりましたので、前向きに検討してもらえるように、それをお願いいたします。

次に移ります。障害者の障害児支援の問題ですけれども、厚岸町は無認可保育所とかも、保育の配置が障害があるということがわかった時点で保育所も相談し、学校でもそうですけれども、ちゃんと加配してもらっているのは知っています。

それで、その中で障害のまず最初に保育所なのですけれども、研修なのですが臨時さんとか嘱託さん、パートさん、それも含めてその研修の中に入っているのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

保育士の研修でございますけれども、平成26年度で申しますと研修参加が、今の段階で延べ73名、そのうち73人で9回の研修に出掛けております。そのうち2回が障害児にかかわる研修となっております。

この研修については、残念ながら臨時職員は出席はしておりません。しかし、研修に来た、勉強してきた部分につきましては、職場に戻ってから職員会議とか、そういう部

分で伝えておりますし、毎月、職員会議がございます。その中でも特に障害児、障害を持たれているお子さんにつきましては、当然、心配事が多いものですから、重点的にお話をしていますし、対応しているという状況になっております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 障害児保育の臨時とかパートさんなのですけども、この無認可とか、それから保育に配置がされるときに、その人方とはと臨時さんとかパートさんですか、それとも正規の方ですか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後4時28分休憩

午後4時30分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。  
保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 即答できなくて申しわけございませんでした。

今、確認をしまして、クラス別保育になっておりますので、当然、担任は職員、もしくは嘱託職員で加配という形で臨時が入ると、そのクラスに障害児の子が入るということで、そのクラス担任は当然、職員となっております。臨時職員は加配という形になっております。それが認可保育所でございます、無認可の保育所につきましては町のほうで保育士を雇用しているわけではないので、そこまではわかりませんが、障害児保育が必要な場合について、先ほどの答弁にもあったとおり加配をするという形になっております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 そうしたら、その担任は正規ですね、保母さんですね。その障害児支援の場合に、すごく難しいのは、分っていると思いますが、その子その子によって全然支援の仕方が違いますよね。そのとき、加配した職員をその人に、その子に充てるということになるのですか。それとも、その保母さんがちゃんとそれを見てやるということですか。保母さんが専門にその障害を持っている子に当たるというわけではないですね、加配した職員がその障害を持った子に当たるということですね、学校見ているとそうだったのですけれども。

そうすると、その臨時さんが入ってきたとき、その臨時さんずっと、その人ずっといくと思うのですが、その子にずっとついていくとは思いますが、そこにきちんとした支援の仕方が勉強していないと、保育所、今見たら73名で年2回と言っています

てね。これは、厚岸町の保育所全体の話ですか、それとも宮園保育所、それから真龍保育所とか、そういうことで年2回、全体で年2回とすれば、年2回では障害の仕方とか、障害のあり方とか、障害そのものに対する理解するというか、どういうふうにして支援するかというのをきちんと把握できていかないと思うのです。

子供たちが1歳半、早い子であれば4カ月健診の時点でもう障害が分るということも聞きました。1歳半のときの保健師さんからそういう話を持ってくるようなことがあると、保健師さんから多分、こういうことがありますよという、親に対しての支援があると思うのですが、その1歳半から始まったとき、こういう障害というのは身体障害も全てそうなのですけれども、早い時点で支援の療育を始めることによって、その子が自分ができること、それからこれはできないこと、それから自分はこのことが苦手だとか、それからこういうところで立てないのですとか、そういうこと、自分のことが話すことができるというか、表現することができるというふうになってくると思うのですが、そういうような研修会はやっているのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えしたいと思います。

先ほどの研修、2回とお話ししましたが、研修自体は障害保育ばかりの研修がありませんので、この2回というのは開かれた研修に2回とも行っているという意味です。ですから、開かれているときにはその関係には出席しているという形になります。

それで、先ほどもお話ししたとおり、当然、研修に行きます、ノウハウをそこでつけます。それを職場に戻って、あるいは他の保育所の先生にも、その中では伝えるという形では活動していますし、職員会議、当然あります。その中でもいろいろな事例、あるいは方法を研究するという場は持っております。

それと、当然、町と保健師のかかわりですけれども、おっしゃったように健診、1歳半の健診ですとか、そういった部分では保健師が情報を持っていますので、その辺は保育所にも伝えますし、なおかつ発達支援センターのほうとも連携して、そういう情報、その子の病気について何が一番いいかということは常々連携をとってやっているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 すごくこれ、このことをどうして重視するかというと、結局、ここで3歳、1歳半のときに見つかって、ずっと療育をしていくことによって、大人になって自立していく時点で今までと違って引きこもりにならないとか、それから自分自身の人生をきちんと生きていくこともできるという、その支援をできるのです。

この最初が保育所なのです。どうしても親というのはすごく悩み抱えます。こういう子供たちというのは物すごく子育てしづらい子供です。だから、母親が一人で抱えている場合が多いのです。

そういう意味で、保健師さんからの連絡を密にして、その上できちんと保育所等に対

応して、タイアップしながらその支援をしていってほしいと思います。この辺の道東のほうは帯広の丸山医師が精神障害のほうだと思えるのですが、自閉症アスペルガー症候群、その担当になっているのですね。その方は支援をお願いすれば来てお話をしてくれるということもあるそうです。ですから、そういう方法も使ってやってほしいと思います。

この障害を持っている子たちというのは、同じ型にきちんと支援をしてもらうことができれば伸びていきます。それが途中でふつんと切れることになると、とても負担になるし、親の負担もあるのです。特に、無認可の場合はすごく大変な状態になってしまうのです。

それで、それも含めて、今、若松で実際、地域保育所ですけども、結局、町からその担当者の町のほうから医師のほうで回していただいたのですが、今回ばったり切れてしまって大変になっていますね。何か、4月から来てもらう方のめどは立ったようですけども、1人は。ただ、本当にこの障害を持った子に対する支援の分った方を町で補充していただければ大分変わってくると思います。それをお願いします。

それから、次、教育委員会に移りますが、前にどうなっていますかということで、学校の状態を聞きました。それで、交流会学習会を実施していると言っていますが、成果はどのようなのですか。

それから、保護者の障害者の支援を巡回相談をやっていると書いてありますが、それは年何回ですか、それとも月1回とか2回とかという相談をしているのですか。

●議長（音喜多議員） 指導室長。

●指導室長（滝川室長） ただいまの質問ですけども、交流学習会については、町内の子供たち、それから特別支援にかかわる先生たちが一堂に会して、普段できないような障害者同士で一緒になって交流したり、活動したりということで、そういうことを行っております。

また、それについて各学校でつくった作品などを写真にとって一つの文集にしたりして交流するというをやっています。

成果については、子供たちの一つ一つの歩み、確実に成長はするのですが、そしてすごい早い歩みではないのですが、でも子供たちがこういうふうに分ったことができた、分ったということは少しずつやはり大きくなりますし、通常学級の子に比べたらやはり遅いものですから、やはりその手応えってなかなか感じないのですが、こういう交流会を通しながら、一つ一つのできたという喜びを感じているという報告は受けています。これは交流学習会です。

それから巡回相談事業につきましては、保護者の要望、学校でお話ししながらぜひ相談に乗りますかといったら、学校の先生たちもプロの集団ばかりではないので、養護学校の先生、または教育の指導主事に来ていただいて、親の相談に乗ってもらうという事業を行っています。

回数については、その時々によって全く違います。何回やりますということではなくて、親の要望に応じて行うという実態になっております。



●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 今、釧路では、前にも言いましたけれども、釧路湖陵高校でこういう支援をやっていますよね。なぜか湖陵高校に結構多いということで、それで勉強はできるけれども、普段の生活、意思疎通がなかなか苦手ということで、これをここでもやっているのだなと思いましたが、今、その最大のプログラムとして東大が支援をすることで、東大生に対する支援の事業がすごく大きくなっているというお話をお聞きました。

子供たちにとってはなんで自分がこんなに人とつき合えないのだろうか、なぜかほかの人は何でもないので、さっきも言いましたけれども、この音だけは僕は絶対だめなのだとか、そういうようないろいろなその人の、そのそれぞれの持っている障害で、私たちが普通考えられないような、普通の生活では全く支障ないというか、私たちは支障ないことが、その子供たちにとってはとてもその音だったり、それから手に触ること自体も何でもないので熱かったり、寒かったりとか、そういうことが、その子その子によって違ってきます。

それをこういう学習というか、そういう研修会とか、学習会に参加することでわかってくると思うのですが、今、ずっとやっていく中で、釧路にもありますね教育大、その専門の先生いますね。その先生も一緒になってプログラムをつくってやっているみたいなのですが、そういうことに対しては厚岸では参加しているのですか。

●議長（音喜多議員） 指導室長。

●指導室長（滝川室長） 今、議員もおっしゃりましたことについては、本当に今の傾向は本当にそのとおりです。いわゆる軽度発達障害だとか、広汎性の発達障害だとかも含めて何か生きづらいな、何で自分だけこうなのだろうなという部分を抱えながらずっと生きていて、大人になって初めて実はこういう障害なのだよと知らされる、だったらもっと早期のうちにといい、そういうお話なのかなと思いますし、現実、学校でもそういう部分あります。

今、特別支援という話が先ほどありましたけれども、実際、通常学級に在籍する特別な支援を必要としている子供というのがかなりたくさんいます。厚岸町でもたくさんおられます。そういう子について、特に学習の部分のおくれの部分、普通に話をしていくのだけれども、なかなか通じなかったり、ちょっとした計算ができなかったり、それから友達とのコミュニケーションが何かうまくとれなかったりという子が、前回、教育長が申しましたが全国的には6%ぐらいいるのではないかというふうに言われていますけれども、厚岸町にもいます。

そのための手だてということで通級学級だとか、通級指導学級だとかという、通常学級に在籍する特別な支援が必要な子に対しての指導というのは行っています。

そういうのも含めて今、釧路のほうでいろいろな会だとかということで、それぞれそれは町としてではなくて、個人のサークルだったり、団体だったりということで、それについてはたくさん先生方がいろいろなところで言っています。ただ、これについて

は町として派遣していたりということではなくて、やはり先生たち一人ひとりが身につけなければならないスキルでもありますので、それについては個人で行っています。個人の研修ということで参加しているのは実態としては押さえております。

これからは、特別支援の先生だから研修をするということではなくて、全員の先生がその実態像をきちんと理解する、そしてその子供に合った指導の手当をするということが非常に重要になってきますので、研修の促進、先ほど課長も話しましたように、これについては町としても促していきたいというふうに思っています。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 ぜひ、そうしてほしいと思います。

それで、教育委員会で教育長も含めて一緒に行って学習してほしいなと思うのです。それでなかったら、これは個人で、自分で行って研修を受けているということでしたけれども、これだけいろいろな形で、いろいろな障害出てきている以上は、やはりきちんと予算化して、そしてやはり先生方にそれから保育所、保育士さん含めて、子供にかかわってくる人たちをきちんと研修に参加して、やはり日々変わっています。そして、その支援の仕方というのも、もう20年も30年も前のと、今はいろいろな形で、いろいろなものが研究されて、そしてこういうことがあるとか、それから先ほども言いましたがいろいろな障害も人ひとくくりではなくて、それぞれが違った形で、複合されている場合もあります。

それらも含めて、そういうことがどうなのかということも含めて、そういう学習に参加してもらって、厚岸の子供たちにとって何が一番大事で、どういうことをすること、支援ができるのかというのを含めてきちんとやってほしいなと思うのです、それをぜひお願いして、私の質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 答弁はいいですか。

指導室長。

●指導室長（滝川室長） 本当に重要なことだと思っています。個人に任されるだけではなくということも、本当にそのとおりだと思います。

今まで子育てがしづらくて、全部、親の責任にされていたものが実はそうではなくて障害があるのだと、また、そういう保護者は本当に悩みながら一生懸命勉強したりしています。それに対応するだけの先生たちのスキルはやはり必要になってきます。

ただ、問題は普通の学校の状況の中で、例えば支援員さんも先生たちも、子供を置いて研修に行くことはなかなかできないです。ですから、そこは通常学級とは違うのですね。ですから、ある先生が行って、それをきちんと先生たちに伝えていくということの繰り返し。先ほど保健福祉課の課長も言いましたけれども、それと同じ形でしか今のところはできていません。

ただ、それをきちんと広げていく、そしてその子に合った指導をしていくということについてこれからも進めていきたいと思っています。

以上です。

- 議長（音喜多議員） よろしいですか。

以上で、3番、石澤議員の一般質問を終わります。

- 議長（音喜多議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

本日は、この程度にとどめ、あすに延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5 時28分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成26年12月10日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員